附 属 資 料

附　属　資　料

1　監視委員会の組織・事務概要

1－1　組織及び事務概要

1－2　証券取引等の監視体制の概念図

1－3　内閣総理大臣、金融庁長官、監視委員会、財務局長等の関係の概念図

1－4　機構図

1－5　組織・事務に係る法令の概要

1－6　監視委員会と自主規制機関との関係の概念図

2　監視委員会の活動実績

2－1　告発実施状況

2－2　検査実施状況

2－3　勧告実施状況

2－4　建議実施状況

2－5　取引審査実施状況

3　自主規制機関の組織・事務概要及び活動実績

3－1　日本証券業協会の組織及び業務

3－2　日本証券業協会の活動状況

3－3　日本証券業協会機構図

3－4　証券取引所の組織及び業務

3－5　証券取引所の活動状況

3－6　東京証券取引所機構図

3－7　大阪証券取引所機構図

3－8　金融先物取引業協会の組織及び業務

3－9　金融先物取引業協会の活動状況

3－10　金融先物取引業協会機構図

3－11　東京金融先物取引所の組織及び業務

3－12　東京金融先物取引所の活動状況

3－13　東京金融先物取引所機構図

○　**監視委員会この10年**

○　**委員長談話（新体制の活動方針）**

1　監視委員会の組織・事務概要

1－1　組織及び事務概要

(1) 監視委員会設置の経緯

平成３年夏の一連のいわゆる証券・金融不祥事を契機に、証券・金融行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年７月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という）に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年９月に「証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第８条に基づく委員会を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、さらに各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成４年２月、証券取引等監視委員会の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」（以下「公正確保法」という）案を取りまとめた。

同法案は、第123回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年５月29日に成立し、６月５日に法律第73号として公布、７月20日に施行され、同日、監視委員会が発足した。

(2) 金融庁（金融監督庁・金融再生委員会）への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成10年６月22日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、監視委員会の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、監視委員会は、従前の体制のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年12月15日には、わが国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁及び監視委員会は金融再生委員会に移管された。

その後、平成12年７月１日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、監視委員会は、従前の体制のまま金融庁に移管された。

なお、平成13年１月６日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、監視委員会は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、現在に至っている。

(3) 事務概要

① 監視のための３つの事務

監視委員会が行う監視事務は、検査、取引審査及び犯則事件の調査の３つに分かれる。

イ 検査

証取法、外証法又は金先法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限（証取法第194条の６）に基づき、証券取引等の公正の確保に係るルールの遵守状況を監視するため、証券会社、登録金融機関、証券業協会、証券取引所、

金融先物取引業者等に対して臨店等により検査を行う。

ロ　取引審査

証取法、外証法又は金先法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限（同条）に基づいて、証券会社、登録金融機関、証券業協会、証券取引所、金融先物取引業者等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

ハ　犯則事件の調査

証取法、外証法又は金先法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、捜索及び差押えといった強制調査を行うことができる（証取法第210条）。

犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

②　勧告及び建議の権限

監視委員会には、金融庁設置法に基づき、金融庁長官等に対し、証券取引等の公正を確保するために、行政処分その他の措置について勧告する権限及び必要な施策について建議する権限等が与えられている。

イ　勧告

監視委員会は、検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引等の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置

について、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

ロ　建議

監視委員会は、検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、証券取引等の公正を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

③　告発

監視委員会は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、告発を行う。

④　事務の処理状況の公表

監視委員会は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

１－２　　証券取引等の監視体制の概念図

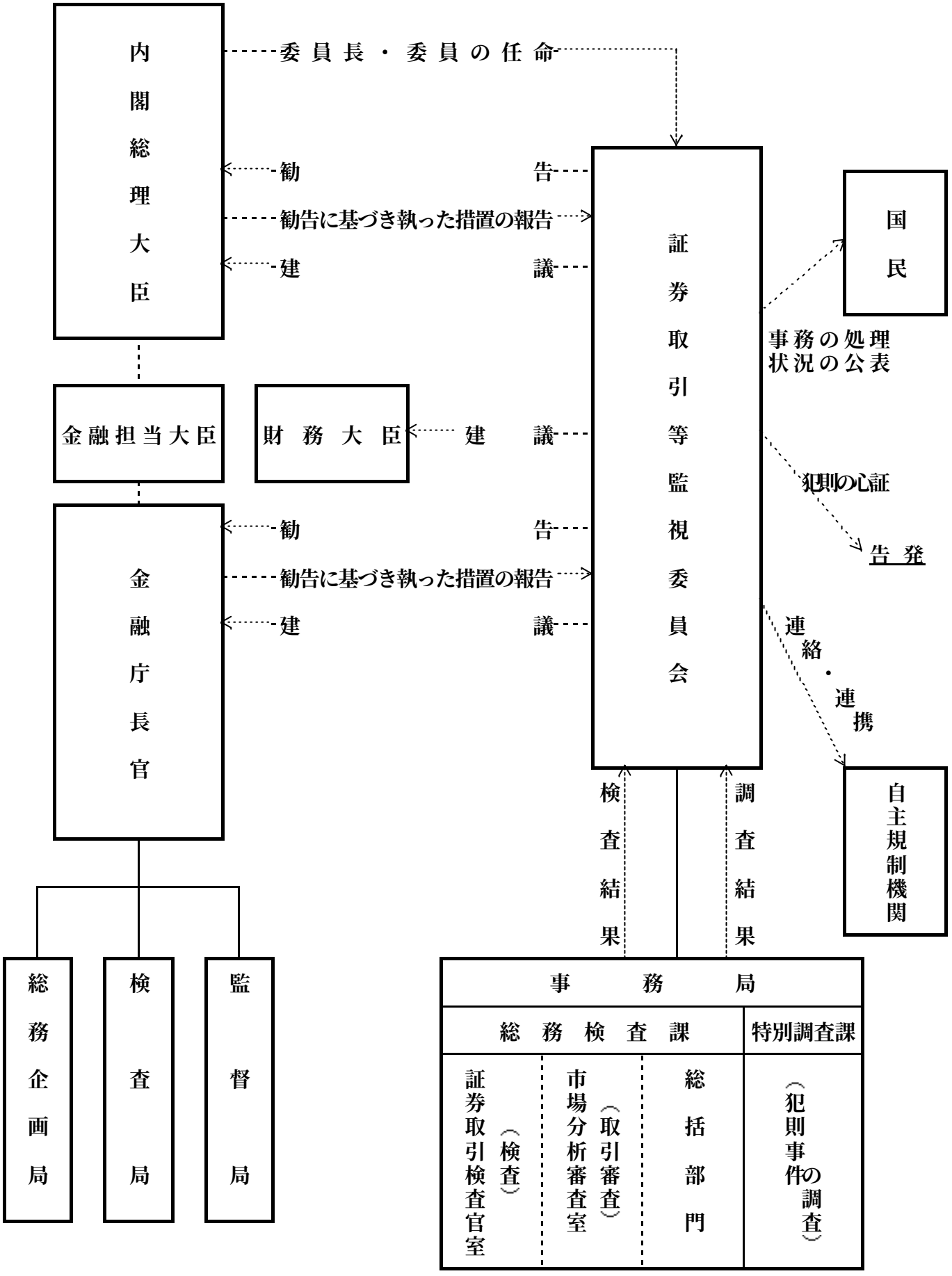

（注）勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる（設置法第２０条、第２１条）。

１－３　　内閣総理大臣、金融庁長官、監視委員会及び財務局長等の関係の概念図

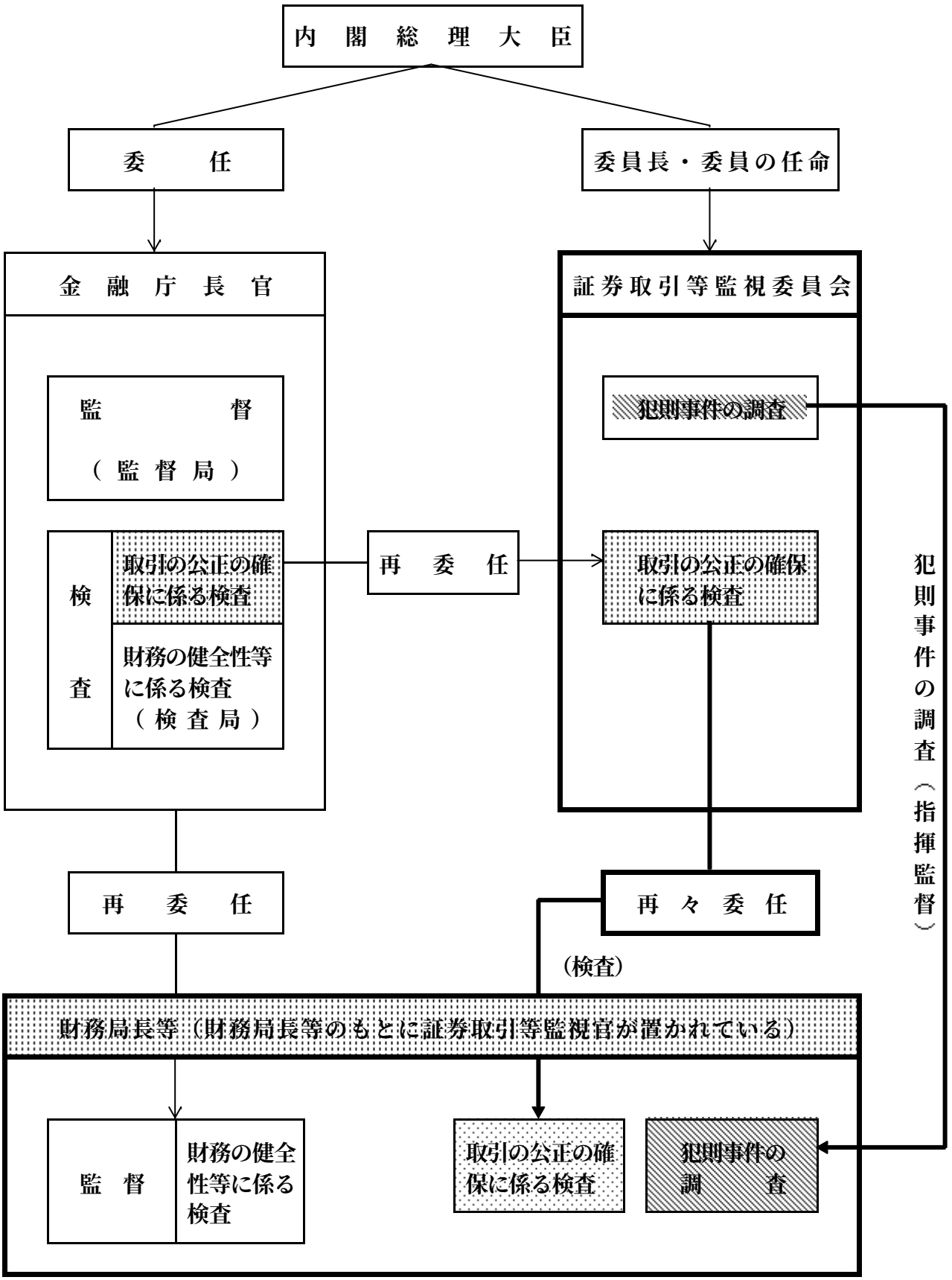

（注）犯則事件の調査については、監視委員会職員の固有の権限である。
- 任意調査権限（証取法第210条、外証法第53条、金先法第106条）
- 強制調査権限（証取法第211条、外証法第53条、金先法第107条）

１－４　機構図

１　監視委員会の機構図

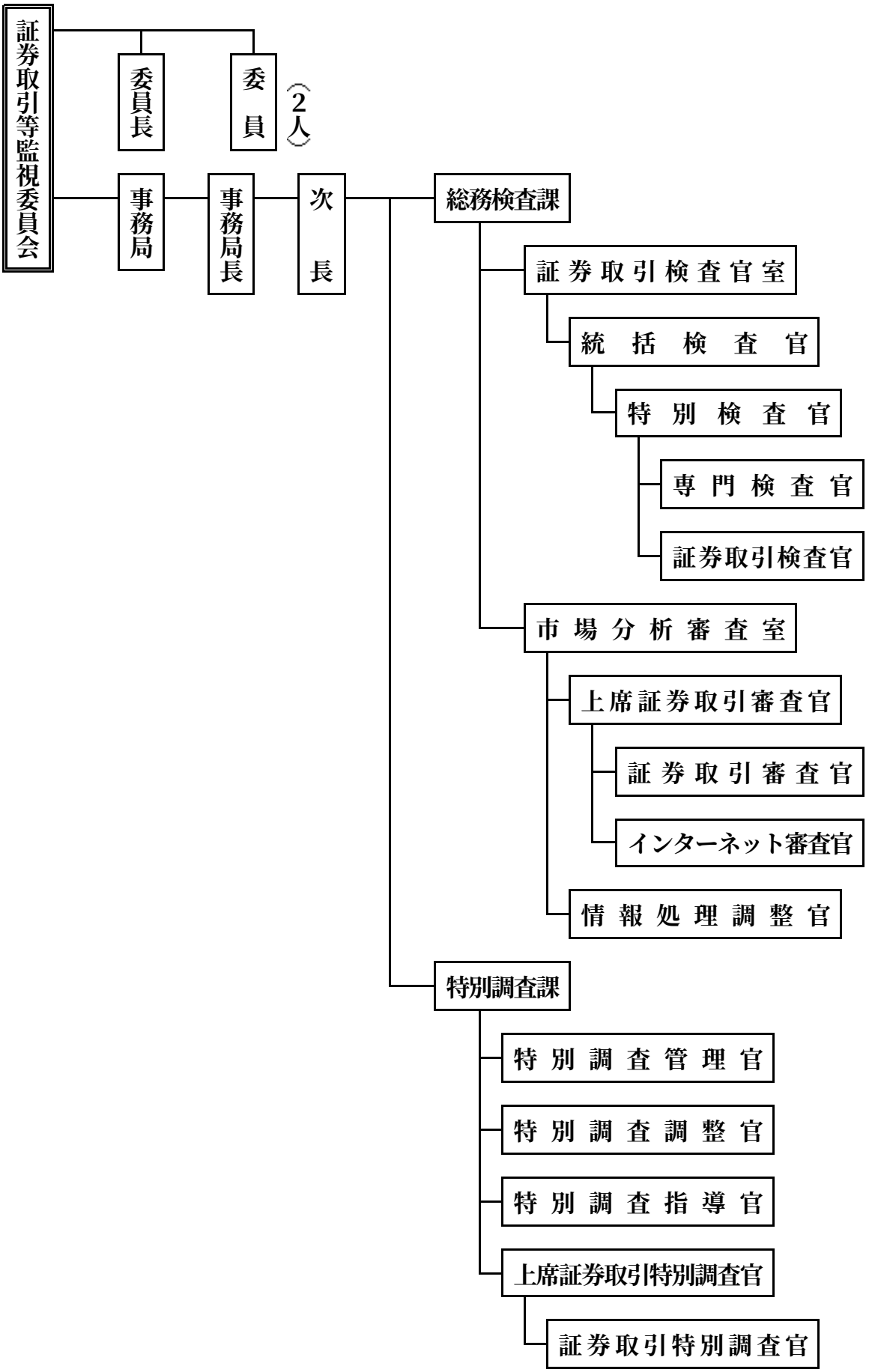

2　財務局の機構図（関東財務局）

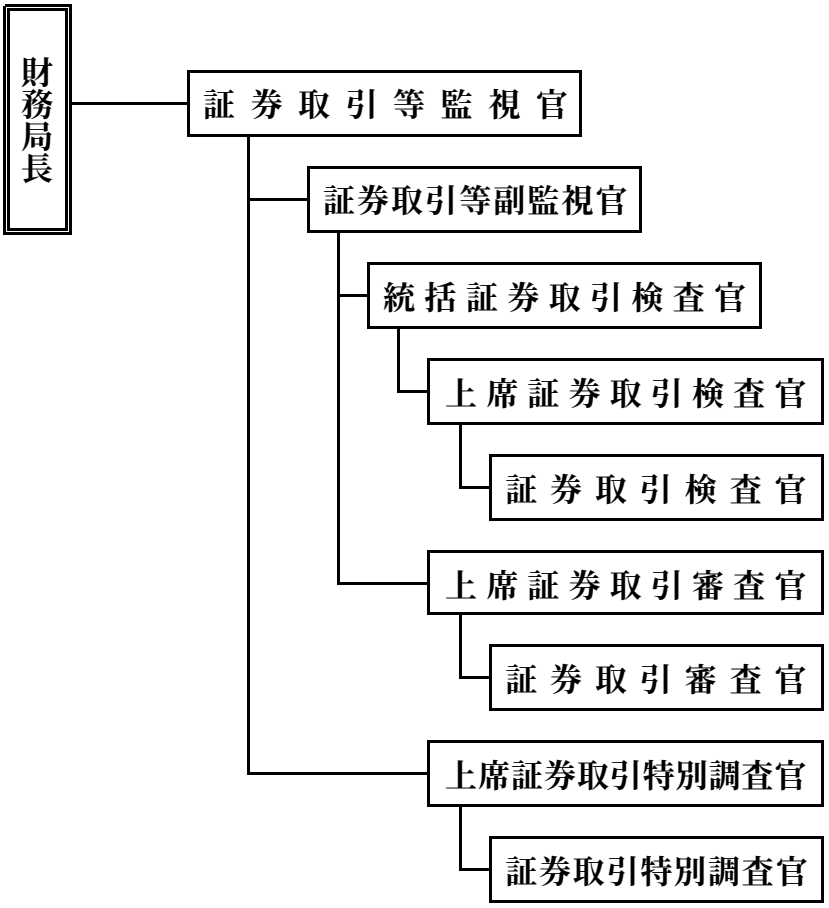

１－５　組織・事務に係る法令の概要

１　監視委員会の組織、権限等

監視委員会の組織、権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

〔設置法〕

条　項	規　　定　　の　　概　　要
第４条	金融庁の所掌事務
第６条	監視委員会の設置
第８条	監視委員会の所掌事務
第９条	委員長及び委員の職権の行使
第10条	監視委員会の組織
第11条	委員長
第12条	委員長及び委員の任命
第13条	委員長及び委員の任期
第14条	委員長及び委員の身分保障
第15条	委員長及び委員の罷免
第16条	委員長及び委員の服務等
第17条	委員長及び委員の給与
第18条	会議
第19条	事務局
第20条	勧告
第21条	建議
第22条	事務の処理状況の公表

2　検査、報告・資料の徴取及び犯則事件の調査の権限、範囲

(1) 検査及び報告・資料の徴取の権限、範囲

①　検査及び報告・資料の徴取権限

監視委員会は、証券取引等の公正の確保に係るものに限り、証券会社等に対する検査の権限及び報告又は資料の提出を命じる権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔証　取　法〕

検査、報告・資料の徴取の権限規定	監視委員会への権限委任規定	検査及び報告・資料の徴取の対象
第59条第１項、第３項	第 194条の６第２項第１号	証券会社、証券会社と取引をする者、証券会社の子会社、証券会社を子会社とする持株会社
第65条の２第10項	第 194条の６第２項第２号	登録金融機関、登録金融機関と取引をする者、登録金融機関を子会社とする持株会社
第79条の14	第 194条の６第２項第３号	日本証券業協会、店頭売買有価証券の発行者
第154条	第 194条の６第２項第４号	証券取引所、上場有価証券の発行者
第189条第１項	第 194条の６第２項第５号	（外国証券規制当局の求めにより、報告聴取等を行う場合）

〔外　証　法〕

検査、報告・資料の徴取の権限規定	監視委員会への権限委任規定	検査及び報告・資料の徴取の対象
第31条	第42条第２項	外国証券会社、外国証券会社の支店と取引をする者、特定法人等

〔金　先　法〕

検査、報告・資料の徴取の権限規定	監視委員会への権限委任規定	検査及び報告・資料の徴取の対象
第52条	第92条第２項第１号	金融先物取引所及びその会員
第77条	第92条第２項第２号	金融先物取引業者、金融先物取引業者と取引をする者
第90条	第92条第２項第３号	金融先物取引業協会

（注）報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

② 検査及び報告・資料の徴取権限の範囲

イ 証券会社

証取法第 194条の６第１項及び第２項第１号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された証券会社等に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証取法施行令第38条第１項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証　取　法〕

条　項	規　定　の　概　要
第29条の２第１項	認可の条件
第32条第１項・第２項	取締役又は監査役等の親銀行等・子銀行等における兼職の禁止
第37条	取引所有価証券市場外での取引の禁止
第38条	取引態様（自己・委託）の事前明示義務
第39条	向い呑みの禁止
第40条	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条	取引報告書の作成、顧客への交付義務

条　項	規　定　の　概　要
第42条	禁止行為（断定的判断を提供した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、過度の大量推奨販売等）
第42条の２	損失保証・損失補てん等の禁止
第43条	顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務
第44条	投資顧問業等証券会社の行うその他業務に係る禁止行為
第45条	証券会社の親法人等又は子法人等との間の禁止行為
第46条	引受人となった証券会社による対象有価証券の買主に対する信用供与の制限
第61条第１項	日本証券業協会の非協会員又は取引所の非会員のルール遵守状況の監督義務
第129条	呑行為の禁止
第130条第１項	証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第157条	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等
第158条	相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止
第159条	相場操縦的行為の禁止
第161条第１項	証券会社等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第162条	空売り等政令に違反する行為の禁止
第163条、第164条	上場会社等の役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	上場会社等の役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第167条の２	類似市場の開設等の禁止
第168条	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	対価を受けた証券記事等の制限

条　　項	規　　定　　の　　概　　要
第170条 第171条	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止 不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

ロ　外国証券会社国内支店及び特定金融機関

外証法第42条第１項及び第２項により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された外国証券会社国内支店、その支店と取引を行う者及び特定金融機関に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、外証法施行令第20条において定められており、基本的に証券会社に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲と同様である。

ハ　登録金融機関

証取法第 194条の６第１項及び第２項第２号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された登録金融機関に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証取法施行令第38条第２項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証　取　法〕

条　　項	規　　定　　の　　概　　要
第65条の２第４項で準用する第29条の２第１項 第65条の２第５項で準用する	認可の条件
第37条	取引所有価証券市場外での取引の禁止
第38条	取引態様（自己・委託）の事前明示義務
第39条	向い呑みの禁止
第40条	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条	取引報告書の作成、顧客への交付義務

条　項	規　定　の　概　要
第42条	禁止行為（断定的判断を提供した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、過度の大量推奨販売等）
第43条	顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務
第61条第１項	日本証券業協会の非協会員又は取引所の非会員のルール遵守状況監督義務
第65条の２第６項で準用する	
第42条の２	損失保証・損失補てん等の禁止
第129条	呑行為の禁止
第130条第１項	証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第157条	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等
第158条	相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止
第159条	相場操縦的行為の禁止
第161条第１項	証券会社等の自己計算及び過当な数量の売買取引等の制限
第162条	空売り等政令に違反する行為の禁止
第163条、第164条	上場会社等の役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	上場会社等の役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

ニ　証券業協会及び証券取引所

証取法第 194条の６第１項及び第２項第３号、第４号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された証券業協会及び証券取引所に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、証券業協会については証取法施行令第38条第３項に、証券取引所については同条第４項に規定されている。

具体的には、①証取法の以下に掲げる取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び定款・諸規則等のルールの遵守状況の調査に係る業務、②これらの規定やルールに違反した会員に対して自主規制機関が行う措置に係る業務である。

〔証　取　法〕

条　　項	規　　定　　の　　概　　要
第32条第１項・第２項	取締役又は監査役等の親銀行等・子銀行等における兼職の禁止
第37条	取引所有価証券取引市場外での取引の禁止
第38条	取引態様（自己・委託）の事前明示義務
第39条	向い呑みの禁止
第40条	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条	取引報告書の作成、顧客への交付義務
第42条	禁止行為（断定的判断を提供した勧誘、取引一任勘定取引の契約の締結、過度の大量推奨販売等）
第42条の２	損失保証・損失補てん等の禁止
第43条	顧客の知識、経験及び財産の状況に照らし適当な勧誘（適合性の原則）等を行う義務
第44条	投資顧問業等証券会社の行うその他業務に係る禁止行為
第45条	証券会社の親法人等又は子法人等との間の禁止行為
第46条	引受人となった証券会社による対象有価証券の買主に対する信用供与の制限
第129条	呑行為の禁止
第130条第１項	証券取引所の定める受託契約準則の遵守義務

条　　項	規　　定　　の　　概　　要
第157条	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示等による財産取得の禁止等
第158条	相場変動の目的等による風説の流布、偽計、暴行等の禁止
第159条	相場操縦的行為の禁止
第161条第１項	証券会社等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第162条	空売り等政令に違反する行為の禁止
第163条、第164条	上場会社等の役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	上場会社等の役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

ホ　金融先物取引所会員

金先法第92条第１項及び第２項第１号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された金融先物取引所会員に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金先法施行令第９条第２項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金　先　法〕

条　　項	規　　定　　の　　概　　要
第44条	相場操縦的行為の禁止
第45条	過当な件数の取引等の制限
第47条第１項	金融先物取引所の定める受託契約準則の遵守義務

条　　項	規　　定　　の　　概　　要
第69条	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第74条	金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等）
第91条の２	受託等のための不正行為の禁止
第91条の３	虚偽の相場の公示の禁止

ヘ　金融先物取引業者

金先法第92条第１項及び第２項第２号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された金融先物取引業者に対する検査及び報告・資料の徴取権限の範囲は、金先法施行令第９条第３項において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金　先　法〕

条　　項	規　　定　　の　　概　　要
第44条	相場操縦的行為の禁止
第57条第１項	許可の条件
第68条	広告の規制
第69条	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第70条	受託契約に係る書面の委託者への交付義務
第71条	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
第72条	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第73条	呑行為の禁止
第74条	金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等）
第91条の２	受託等のための不正行為の禁止
第91条の３	虚偽の相場の公示の禁止

ト　金融先物取引所及び金融先物取引業協会

金先法第92条第１項及び第２項第１号及び第３号により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された金融先物取引所及び金融先物取引業協会に対する検査及び報告・資料の徴取権限

の範囲は、金融先物取引所については金先法施行令第９条第１項に、金融先物取引業協会については同条第４項に規定されている。

具体的には、①金先法の以下に掲げる取引の公正の確保に係る規定の遵守状況及び定款・諸規則等のルールの遵守状況の調査に係る業務、②これらの規定やルールに違反した会員に対して自主規制機関が行う措置に係る業務である。

〔金　先　法〕

条　　項	規　　定　　の　　概　　要
第44条	相場操縦的行為の禁止
第45条	過当な件数の取引等の制限
第47条第１項	金融先物取引所の定める受託契約準則の遵守義務
第57条第１項	許可の条件
第68条	広告の規制
第69条	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第70条	受託契約に係る書面の委託者への交付義務
第71条	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
第72条	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第73条	呑行為の禁止
第74条	金融先物取引業者の禁止行為（断定的判断の提供、損失保証等）
第91条の２	受託等のための不正行為の禁止
第91条の３	虚偽の相場の公示の禁止

(2) 犯則事件の調査の権限、範囲

①　犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う証券会社等に対する検査及び報告・資料の徴取とは異なり、監視委員会職員の固有の権限として規定されており、また、権限行使の対象も証券会社等に限定されず、広く投資者を含め証券取引等に関与するすべての者に対し行使することができる。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根　拠　規　定	犯則事件の調査の権限
証取法第210条 外証法第53条 金先法第106条	犯則嫌疑者等に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
証取法第211条 外証法第53条 金先法第107条	裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えの強制調査権限

② 犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして政令（証取法施行令第45条、外証法施行令第23条、金先法施行令第11条）において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔証取法〕

条　　項	行為者	規　　定　　の　　概　　要
第５条、第24条等	発　行　者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等
第23条の３等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第27条の３等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第27条の23等	大量保有者	大量保有報告書等の提出義務等
第29条の２	証券会社等	証券会社に対する認可の条件
第40条	証券会社等	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第41条	証券会社等	取引報告書の作成、顧客への交付義務
第42条の２	証券会社等	損失保証・損失補てん等の禁止
第157条	何　人　も	不正の手段・計画等の禁止、虚偽表示による財産取得の禁止等

条　　項	行為者	規　　定　　の　　概　　要
第158条	何　人　も	相場変動の目的等の風説の流布、偽計、暴行等の禁止
第159条	何　人　も	相場操縦的行為の禁止
第161条第１項	取引所会員等	証券会社等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第163条、第164条	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	何　人　も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	何　人　も	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	何　人　も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等	不特定多数者向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

〔外証法〕

条　　項	行為者	規　　定　　の　　概　　要
第７条第３項	外国証券会社	証券会社に対する認可の条件
第14条	外国証券会社	先物取引等の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
	外国証券会社	取引報告書の交付義務
	外国証券会社等	損失保証・損失補てん等の禁止

〔金先法〕

条　　項	行 為 者	規　　定　　の　　概　　要
第44条	何　人　も	相場操縦的行為の禁止
第45条	取引所会員	過当な件数の取引等の制限
第57条第１項	金 先 業 者	許可の条件
第68条	金 先 業 者	広告の規制
第69条	金 先 業 者	受託契約の概要等を記載した書面の顧客への事前交付義務
第71条	金 先 業 者	成立した取引に係る書面の委託者への交付義務
第72条	金 先 業 者	委託証拠金等の受領に係る書面の委託者への交付義務
第73条	金 先 業 者	呑行為の禁止
第91条の2	何　人　も	受託等のための不正行為の禁止
第91条の3	何　人　も	虚偽の相場の公示の禁止

1－6　監視委員会と自主規制機関との関係の概念図

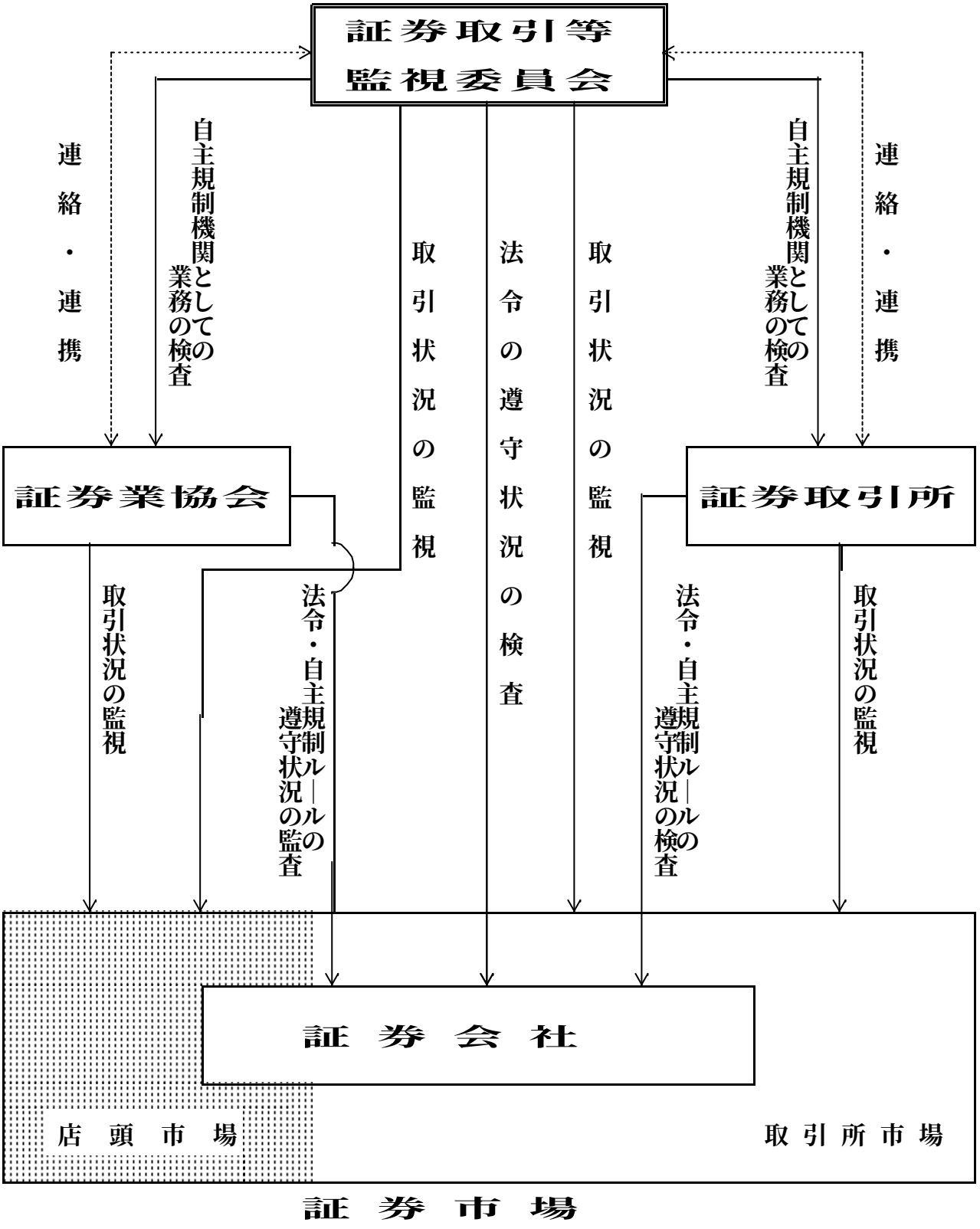

（注）金融先物取引についても同様である。

2　監視委員会の活動実績

2－1　告　発　実　施　状　況

1．告発件数等一覧表

区　　分	4～8事務年度	9事務年度	10事務年度	11事務年度	12事務年度	13事務年度	合　　計
告発件数	11	7	6	7	5	7	43
告発人数	70	33	15	22	8	24	172

（注）事務年度：7月～翌年6月

2．告発事件の概要一覧表

（平成14年8月30日現在）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
1	5．5.21	証取法第125条第1項、第2項等 （相場操縦）	日本ユニシス㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上がり買付け等。 （行為者）不動産会社社長 金融業者役員	6.10．3（東京地裁） 不動産会社社長 懲役2年6月（執行猶予4年） 金融業者役員 懲役2年（執行猶予3年） （いずれも確定）
2	6．5.17	証取法第197条第1号の2 同法第207条第1項等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱アイペックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （行為者）当該会社社長、役員	13.9.28（東京地裁） アイペック社長　懲役1年8月 アイペック役員　懲役1年3月 社長、役員　公判係属中（東京高裁）
3	6.10.14	証取法第166条第1項、第3項 同法第200条第6号等 （内部者取引）	日本商事㈱の新薬の投与による副作用死亡例の発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （行為者）会社役職員 取引先職員 医師（第一次情報受領者）	6.12.20（大阪簡裁） 会社役職員・取引先職員24名 罰金20～50万円（略式命令） （いずれも確定） 8．5.24（大阪地裁） 医師 罰金30万円 9.10.24（大阪高裁） 医師 原判決破棄・大阪地裁へ差戻し 11．2.16（最高裁） 医師 原判決破棄・大阪高裁へ差戻し 13．3.16（大阪高裁） 医師 控訴を棄却 医師、公判係属中（最高裁）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
4	7．2.10	証取法第166条第１項 同法第207条第１項等 （内部者取引）	新日本国土工業㈱の約束手形の不渡りの発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （行為者）取引銀行、同役職員 取引先、同職員	7．3.24 （東京簡裁） 取引銀行　罰金50万円 同役職員２名　罰金20～50万円 取引先、同職員　罰金30万円 （略式命令） （いずれも確定）
5	7．6.23	証取法第158条 同法第197条第９号 （風説の流布）	テーエスデー㈱の社長は、同社株券の価格を騰貴させるため、虚偽の事実を発表。 （行為者）テーエスデー㈱社長	8．3.22 （東京地裁） 懲役１年４月（執行猶予３年） （確定）
6	7.12.22	証取法第50条の３第１項 同法第207条第１項等 （損失補てん）	千代田証券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。 （行為者）千代田証券㈱社長、役職員	8．2.19 （東京簡裁） 証券会社社長、役職員４名 罰金30～50万円（略式命令） 8.12.24 （東京地裁） 証券会社　罰金1,500万円 同社役員　懲役６月 （執行猶予２年） （いずれも確定）
7	8．8．2	証取法第166条第１項、第２項 同法第200条第６号 （内部者取引）	日本織物加工㈱の第三者割当増資の決定（重要事実）を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 （行為者）割当先監査役（弁護士）	9．7.28 （東京地裁） 懲役６月（執行猶予３年） 追徴金約2,600万円 10．9.21（東京高裁） 原判決破棄・東京地裁へ差戻し 11．6.10（最高裁） 原判決破棄・東京高裁へ差戻し 12．3.24（東京高裁） 控訴を棄却 （確定）
8	9．1.17	証取法第158条 同法第197条第９号 （風説の流布）	特定の株券の価格を騰貴させ自ら売り抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 （行為者）雑誌監修人（投資顧問業）	9．1.30 （東京簡裁） 罰金50万円（略式命令） （確定）
9	9．4．8	証取法第166条第１項 同法第207条第１項等 （内部者取引）	鈴丹㈱の子会社の破綻に伴う損失等の発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （行為者）当該会社会長、役員等	9．5．1 （名古屋簡裁） 当該会社役員等（１社４名） 罰金50万円（略式命令） 9．9.30 （名古屋地裁） 当該会社会長 懲役６月（執行猶予３年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
10	9．4.25	証取法第166条第３項 同法第200条第６号等 （内部者取引）	シントム㈱の第三者割当増資の決定（重要事実）を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 （行為者）割当先社長等	9．5.27（東京簡裁） 割当先社長等（１名３社） 罰金30万円（略式命令） （いずれも確定）
11	9．5.13	証取法第50条の３第１項 同法第207条第１項等 （損失補てん）	野村証券㈱は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は，損失補てんを要求。 （行為者）野村証券㈱社長、役員 顧客	11．1.20（東京地裁） 証券会社　罰金１億円 同社社長、役員 懲役１年（執行猶予３年） 同社役員 懲役８月（執行猶予３年） 11．4.21（東京地裁） 顧客　懲役９月 追徴金約６億9,300万円 （いずれも確定） （注）山一、日興、大和証券関連と共に一括審理
12	9．9.17	証取法第50条の３第１項、第２項 同法第207条第１項等 （損失補てん）	山一証券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。 （行為者）山一証券㈱社長、副社長、役職員 顧客	10．7.17（東京地裁） 証券会社　罰金8,000万円 同社役員 懲役10月（執行猶予２年） 10．9.30（東京地裁） 同社副社長 懲役１年（執行猶予３年） 10.11．6（東京地裁） 同社職員 懲役10月（執行猶予２年） 同社役職員２名 懲役８月（執行猶予２年） 11．6.24（東京地裁） 同社役員 懲役10月（執行猶予３年） 12．3.28（東京地裁） （いずれも確定） 同社社長 懲役２年６月 社長、公判係属中（東京高裁）
13	9.10.21	証取法第50条の３第１項 同法第207条第１項等 （損失補てん）	日興証券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 （行為者）日興証券㈱副社長、役職員 顧客	10．9.21（東京地裁） 証券会社　罰金1,000万円 同社副社長、職員 懲役10月（執行猶予３年） 同社役員２名 懲役１年（執行猶予３年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
14	9.10.23	証取法第50条の３第１項 同法第207条第１項等 （損失補てん）	山一証券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。 （行為者）山一証券㈱社長、副社長、役職員	10．7.17（東京地裁） 証券会社　罰金8,000万円 同社役員 懲役10月（執行猶予２年） 10．9.30（東京地裁） 同社副社長 懲役１年（執行猶予３年） 10.11．6（東京地裁） 同社役職員２名 懲役８月（執行猶予２年） 11．1.29（東京地裁） 同社役員 懲役10月（執行猶予３年） 11．6.24（東京地裁） 同社役員 懲役10月（執行猶予３年） 12．3.28（東京地裁） 同社社長 懲役２年６月 社長、同日控訴（東京高裁） 13.10.25（東京高裁） 同社社長 懲役３年（執行猶予５年） （いずれも確定）
15	9.10.28	証取法第50条の３第１項，第２項 同法第207条第１項等 （損失補てん）	大和証券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 （行為者）大和証券㈱副社長、役職員 顧客	10.10.15（東京地裁） 証券会社　罰金4,000万円 同社副社長 懲役１年（執行猶予３年） 同社役職員３名 懲役10月（執行猶予３年） 同社役職員２名 懲役８月（執行猶予３年） （いずれも確定）
16	10．3．9	証取法第50条の３第１項 同法第207条第１項等 （損失補てん）	日興証券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 （行為者）日興証券㈱副社長、役員	10．9.21（東京地裁） 証券会社　罰金1,000万円 同社副社長、役員 懲役１年（執行猶予３年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
17	10．3.20	証取法第197条第１号 同法第207条第１項第１号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	山一証券㈱は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （行為者）山一証券㈱会長、社長	12．3.28（東京地裁） 証券会社会長 懲役２年６月（執行猶予５年） 同社社長 懲役２年６月 社長、同日控訴（東京高裁） 13.10.25（東京高裁） 同社社長 懲役３年（執行猶予５年） （いずれも確定）
18	10．5.29	証取法第167条第１号、同法施行令第31条 同法第200条第６号 （内部者取引）	トーソク㈱の株券について、親会社が他社（買収先）へ一括株式譲渡を実施すること（重要事実）を知り、公表前に親族名義口座で同社株券を買い付けた。 （行為者）親会社役員	10．8.26（横浜簡裁） 罰金50万円（略式命令） （確定）
19	10．7．6	証取法第166条第３項 同法第200条第６号 （内部者取引）	大都工業㈱の会社更生手続開始の申立ての決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引等を利用して同社株券を売り付けた。 （行為者）関連会社役員 関連会社職員の親族	10．7.17（東京簡裁） 関連会社職員の親族 罰金50万円（略式命令） 10.11.10（東京地裁） 関連会社役員 懲役６月（執行猶予３年） 罰金50万円 （いずれも確定）
20	10.10.30	証取法第166条第１項 同法第200条第６号等 （内部者取引）	日本エム・アイ・シー㈱のベンチャー企業の吸収合併の決定（重要事実）を知り、公表前に仮名口座で同社株券を買い付けた。 （行為者）合併相手先役員 証券会社職員	11．3.19（東京地裁） 証券会社職員 懲役６月（執行猶予３年） 罰金50万円 （確定） 12．3.28（東京地裁） 合併相手先役員 懲役６月 罰金50万円 12.11.20（東京高裁） 合併相手先役員 控訴を棄却 合併相手先役員、公判係属中 （最高裁）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
21	10.12.17	証取法第166条第１項 同法第198条第15号等 （内部者取引）	トーア・スチール㈱の解散の決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。 （行為者）取引先役員 同部下職員	11．2.10（東京簡裁） 部下職員 罰金50万円（略式命令） 11．4.13（東京地裁） 取引先役員 懲役１年、罰金200万円 11.10.29（東京高裁） 取引先役員 懲役１年６月（執行猶予３年） 罰金200万円 （いずれも確定）
22	11．2.10	証取法第166条第３項 同法第198条第15号等 （内部者取引）	トーア・スチール㈱の解散の決定（重要事実）を知り公表前に、信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 （行為者）同業他社社長	11．4.13（東京地裁） 懲役10月、罰金200万円 11.10.29（東京高裁） 懲役１年２月（執行猶予３年） 罰金200万円 （確定）
23	11．3．4	証取法第159条第１項、第２項 同法第197条等 （相場操縦）	昭和化学工業㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上がり買付け等。 （行為者）金融業者役員	11．6.24（大阪地裁） 金融業者役員 懲役１年６月（執行猶予３年） 金融業者 罰金400万円 （確定）
24	11．6.30	証取法第197条第１号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	日本長期信用銀行㈱は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （行為者）日本長期信用銀行㈱頭取、副頭取	公判係属中（東京地裁）
25	11．8.13	証取法第197条第１号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	日本債券信用銀行㈱は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （行為者）日本債券信用銀行㈱会長、頭取、副頭取	公判係属中（東京地裁）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
26	11.12. 3	証取法第159条第１項第１号、第２項第１号、第４項 同法第197条第８号等 （相場操縦）	㈱ヒューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。 （行為者）会社社長、役員	12. 5.19（横浜地裁） 会社社長 懲役１年６月（執行猶予３年） （確定）
27	11.12.27	証取法第198条第４号等 （虚偽の半期報告書の提出）	㈱ヤクルト本社は、プリンストン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。 （行為者）㈱ヤクルト本社副社長、クレスベール・インターナショナル・リミテッド会長	公判係属中（東京地裁）
28	12. 1.31	証取法第197条第１号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱テスコンは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （行為者）㈱テスコン社長、役員	13. 1.30（横浜地裁） ㈱テスコン社長 懲役１年６月（執行猶予３年） （確定）
29	12. 3.21	証取法第158条 同法第197条第６号等 （偽計）	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。 （行為者）クレスベール・インターナショナル・リミテッド役職員	12. 3.22（東京地裁） 役職員２名 罰金30万円（略式命令） （いずれも確定）
30	12. 3.22	証取法第158条 同法第197条第６号等 （偽計）	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。 （行為者）クレスベール・インターナショナル・リミテッド会長	公判係属中（東京地裁）
31	12. 5.26	証取法第166条第３項等 同法第198条第15号 （内部者取引）	㈱ピコイが和議開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （行為者）取引先役員	12. 7.19（東京地裁） 懲役８月（執行猶予３年） 罰金100万円 追徴金約449万円 （確定）
32	12.11.28	証取法第166条第３項等 同法第198条第15号 （内部者取引）	㈱プレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う（重要事実）ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （行為者）当該会社役員の姉	12.11.28（東京簡裁） 罰金50万円（略式命令） 追徴金約158万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
33	12.12. 4	証取法第158条等 同法第197条第１項第５号等 （風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出）	㈱東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽の大量保有報告書を提出。 （行為者）会社役員等	12.12. 4（東京簡裁） 会社役員ら３名 罰金50万円（略式命令） （いずれも確定） 会社役員１名、公判係属中 （東京地裁）
34	12.12. 4	証取法第27条の23第１項 同法第198条第５号 （大量保有報告書の不提出）	会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保有者になったのにもかかわらず、期限までに大量保有報告書を提出しなかった。 （行為者）会社役員	公判係属中（東京地裁）
35	13. 3.12	証取法第166条第１項等 同法第198条第15号 （内部者取引）	武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う（重要事実）ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （行為者）提携先社員（公認会計士）	13. 5.29（東京地裁） 提携先社員 懲役１年（執行猶予３年） 罰金100万円 追徴金約1,414万円 （確定）
36	13. 4.27	証取法第159条第１項第１号、第２項第１号 同法第197条第１項５号 （相場操縦）	アイカ工業㈱の株価を高騰させることを目的とした複数名義による買上がり買付け、仮装売買等。 （行為者）会社社長	公判係属中（名古屋地裁）
37	13.12.20	証取法第197条第１項第１号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	フットワークエクスプレス㈱は架空収益の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （行為者）フットワークエクスプレス㈱役員、社員	公判係属中（大阪地裁）
38	14. 6. 7	証取法第197条第１項第１号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	フットワークエクスプレス㈱の監査業務を行った公認会計士が架空収益を計上するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （行為者）公認会計士	14.6.10（大阪簡裁） 公認会計士２名 罰金50万円（略式命令） （いずれも確定） 公認会計士１名 公判係属中（大阪地裁）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
39	14．3.20	証取法第159条第１項第１号等、第２項第１号 同法第197条第１項７号 （相場操縦）	志村化工㈱の株価を高騰させることを目的とした買上り買付け、仮装売買等。 （行為者）会社役員等	公判係属中（東京地裁）
40	14．3.26	証取法第166条第１項等 同法第198条第15号 （内部者取引）	㈱ティーアンドイーソフトが他社と業務提携を行う（重要事実）ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （行為者）記者発表会業務下請会社役員	公判係属中（東京地裁）
41	14．6.28	証取法第197条第１項第１号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ナナボシは架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （行為者）㈱ナナボシ役員	
42	14．6.28	証取法第167条第１項等 （内部者取引）	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （行為者）銀行員（契約締結先）等	
43	14．6.28	証取法第167条第１項等 （内部者取引）	三陽エンジニアリング㈱が三陽パックス㈱の株券を公開買付けすること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （行為者）銀行員（第一次情報受領者）等	

注）関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。

２－２　　検査実施状況

１　検査実施状況

区　　分	9年7月 ～10年６月	10年７月 ～11年６月	11年７月 ～12年６月	12年７月 ～13年６月	13年７月 ～14年６月
証券会社検査	７９社	８０社	８６社	９６社	９６社
国内証券会社	７２社	６８社	７２社	８２社	８２社
（委　員　会）	（　７社）	（　６社）	（　６社）	（　９社）	（１０社）
（財務局長等）	（６５社）	（６２社）	（６６社）	（７３社）	（７２社）
外国証券会社	７社	１２社	１４社	１４社	１４社
（委　員　会）	（　７社）	（１２社）	（１４社）	（１４社）	（１４社）
（財務局長等）	（　０社）	（　０社）	（　０社）	（　０社）	（　０社）
支店単独検査	３１支店	２７支店	２８支店	２７支店	２１支店
登録金融機関	０機関	０機関	０機関	３機関	７機関
（委　員　会）	（０機関）	（０機関）	（０機関）	（２機関）	（２機関）
（財務局長等）	（０機関）	（０機関）	（０機関）	（１機関）	（５機関）
金融先物取引業者	１機関	０機関	０機関	０機関	０機関
（委　員　会）	（０機関）	（０機関）	（０機関）	（０機関）	（０機関）
（財務局長等）	（１機関）	（０機関）	（０機関）	（０機関）	（０機関）
自主規制機関	１機関	０機関	０機関	０機関	２機関
（委　員　会）	（１機関）	（０機関）	（０機関）	（０機関）	（２機関）
（財務局長等）	（０機関）	（０機関）	（０機関）	（０機関）	（０機関）

（注）１．上記の計数は、着手件数である。
　　２．「支店単独検査」とは、支店の検査のみを実施するものである。
　　３．登録金融機関は、平成10年12月以前は証券業務の認可を受けた金融機関。

２　１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

（単位：人・日）

区　　分	９年７月 ～10年６月	10年７月 ～11年６月	11年７月 ～12年６月	12年７月 ～13年６月	13年７月 ～14年６月
国内証券会社	１１１	１２０	１１５	１００	１０２
外国証券会社	４９	５０	１０８	９７	９４
登録金融機関	－	－	－	５４	２８
金融先物 取引業者	２０	－	－	－	－
自主規制機関	８５	－	－	－	１０６

（注１）臨店期間分について算出したものである。

（注２）登録金融機関は、平成10年12月以前は証券業務の認可を受けた金融機関。

3　検査結果の状況

（単位：社、機関）

区　　分	9年7月 ～10年6月	10年7月 ～11年6月	11年7月 ～12年6月	12年7月 ～13年6月	13年7月 ～14年6月
検査終了会社及び機関	97	78	94	97	90
証　券　会　社	96	76	94	95	83
登録金融機関	1	―	―	2	7
金融先物取引業者	―	1	―	―	―
自主規制機関	―	1	―	―	―
問題点が認められた会社及び機関数	74	70	80	62	57
市場ルール等関係	73	63	72	53	39
営業姿勢関係	11	19	28	10	5
内部管理体制関係	48	50	57	42	43
その他	―	1	―	―	―

（注）1．「検査終了会社及び機関数」とは、当該検査年度中に検査結果通知書を交付し、検査が終了した会社・機関の数をいう（前検査事務年度着手分を含む）。

2．登録金融機関は、平成10年12月以前は証券業務の認可を受けた金融機関である。

3．「問題点が認められた会社及び機関数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社・機関の数をいう。

4．「市場ルール関係」、「営業姿勢関係」、「内部管理体制関係」及び「その他」は、各々の項目で問題点が認められた会社・機関の数をいう。したがって、各項目で重複する会社・機関があるため、各項目の合計と「問題点が認められた会社及び機関数」の数値とは一致しない。

4．監視委員会と金融庁検査局（金融監督庁）との同時検査等の実施状況

	10事務年度	11事務年度	12事務年度	13事務年度
国内	新日本証券 (10．8.20) 第一証券 (10.11.16)	勧角証券 (11.11.10)	明光ナショナル 証券 (12.11．6) 日興証券 (13．1.17) 日興ビーンズ証券 (13．1.17) みずほ証券 (13．3.12) 新光証券 (13．4.12)	つばさ証券 (13．8.27) マネックス証券 (13.10.15) 東海東京証券 (13.10.24) さくらフレンド証券 (13.11.26) ディーエルジェイディレクト・エスエフジー証券(13.12.12) コスモ証券 (14．2.13) 岡三証券 (14．4.22)
外証	ドレスナー・クラインオート ベンソン証券東京支店 (10．8.20)	メリルリンチ証券東京支店 (12．2．7)	シーアイビーシー証券東京支店 (12.11.13) ラボ・アジア証券東京支店 (12.11.13) 日興ソロモン・スミス・バーニー 証券東京支店 (13．1.17) シティユーブ証券東京支店 (13．1.17)	ゴールドマン・サックス 証券東京支店 (13．8.27) バークレイズ・キャピタル証券東京支店 (13.11.19) ドレスナー・クラインオート・ワッサースタイン証券東京支店 (14．2.12) バンクオブアメリカ証券東京支店 (14．2.12) クレディ・リヨネ証券東京支店 (14．4.22) モルガン・スタンレー証券東京支店 (14．4.22)
計	3 社	2 社	9 社	13 社
登録金融機関	―	―	第一勧業銀行 (13．4.12) 富士銀行 (13．5.14)	三和銀行 (13．9.17) 東海銀行 (13.11．7)
計	― 機関	― 機関	2 機関	2 機関
自主規制機関	―	―	―	東京証券取引所 (14．5．8) 大阪証券取引所 (14．5．9)
計	― 機関	― 機関	― 機関	2 機関

(注)（ ）書は、検査着手日。

5. 平成１３検査事務年度に検査が終了した法人一覧

担　当	区分		被　検　査　法　人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧　告	同時検査
委員会	国内	1	日本相互証券	H13.8.21	H13.8.31	H13.9.21		
		2	つばさ証券	H13.8.27	H13.10.5	H13.11.9	×	○
		3	マネックス証券	H13.10.15	H13.10.26	H13.11.6		○
		4	さくらフレンド証券	H13.11.26	H14.1.23	H14.4.23	×	○
		5	ﾃﾞｨｰｴﾙｼﾞｪｲﾃﾞｨﾚｸﾄ･ｴｽｴﾌｼﾞｰ証券	H13.12.12	H14.1.18	H14.2.15		○
		6	コスモ証券	H14.2.13	H14.3.20	H14.6.11	×	○
	外証	*1*	ｷｬﾝﾀｰ ﾌｨｯﾂｼﾞｪﾗﾙﾄﾞ証券東京支店	H13.6.14	H13.6.29	H13.7.31		
		1	ｺﾞｰﾙﾄﾞﾏﾝ･ｻｯｸｽ証券東京支店	H13.8.27	H13.10.17	H13.12.19	×	○
		2	ﾘｰﾏﾝ･ﾌﾞﾗｻﾞｰｽﾞ証券東京支店	H13.8.27	H13.9.20	H13.10.18		
		3	HVBキャピタル証券東京支店	H13.9.25	H13.10.5	H13.10.19		
		4	ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ･ｷｬﾋﾟﾀﾙ証券東京支店	H13.11.19	H13.12.14	H14.1.30		○
		5	ﾓﾙｶﾞﾝ･ｽﾀﾝﾚｰ証券東京支店	H14.1.16	H14.1.18	H14.1.30	×	
		6	ﾄﾞﾚｽﾅｰ･ｸﾗｲﾝｵｰﾄ･ﾜｯｻｰｽﾀｲﾝ証券東京支店	H14.2.12	H14.3.20	H14.6.7	×	○
		7	クレディ･リヨネ証券東京支店	H14.4.22	H14.6.7	H14.6.25		○
		8	ﾓﾙｶﾞﾝ･ｽﾀﾝﾚｰ証券東京支店	H14.4.22	H14.5.31	H14.6.25		○
	登金	1	三和銀行	H13.9.17	H13.9.28	H13.10.16		○
		2	東海銀行	H13.11.7	H13.11.20	H13.12.7		○

(注1)区分欄の「国内」は国内証券会社、「外証」は外国証券会社、「登金」は登録金融機関である。
(注2)斜字体数字は、平成１２検査事務年度に検査を実施した法人である。
(注3)勧告欄の×は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。
(注4)同時検査欄の○は、金融庁検査局との同時検査を行ったものである。

担　当	区分		被　検　査　法　人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧　告	同時検査
関　東	国内	*1*	丸大証券	H13.4.9	H13.4.27	H13.8.2	×	
		2	東京三菱パーソナル証券	H13.4.10	H13.5.18	H13.9.13		
		3	中央証券	H13.5.14	H13.6.8	H13.10.25	×	
		4	堂島関東証券	H13.5.22	H13.6.12	H13.7.27		
		1	未来証券	H13.7.9	H13.7.13	H13.8.29		
		2	ディーブレイン証券	H13.7.9	H13.7.11	H13.9.18		
		3	三菱商事証券	H13.7.9	H13.7.13	H13.10.19		
		4	共和証券	H13.8.20	H13.9.7	H13.10.19		
		5	山丸証券	H13.8.20	H13.9.11	H13.12.13	×	
		6	丸宏大華証券	H13.8.21	H13.9.17	H13.12.13	×	○
		7	センチュリー証券	H13.8.21	H13.9.19	H14.4.2	×	
		8	武蔵証券	H13.9.17	H13.10.5	H14.2.26	×	
		9	東武証券	H13.9.18	H13.10.4	H14.1.24		
		10	泉証券	H13.10.10	H13.11.9	H14.4.3	×	
		11	アルプス証券	H13.10.16	H13.11.2	H13.11.30		○
		12	新潟証券	H13.10.23	H13.11.9	H14.1.24	×	
		13	日本アジア証券	H13.11.5	H13.12.4	H14.3.22		
		14	成瀬証券	H13.11.5	H13.11.22	H14.4.17		○
		15	日産証券	H13.11.12	H13.12.7	H14.2.22	×	
		16	ジェット証券	H13.12.5	H13.12.11	H14.1.22		
		17	ﾌﾟﾘｳﾞｪﾁｭｰﾘｯﾋ証券	H13.12.5	H13.12.7	H14.1.22		
		18	多摩証券	H13.12.5	H13.12.17	H14.2.1		
		19	セブンキャピタル証券	H13.12.5	H13.12.11	H14.2.4		
		20	ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸ･ﾌﾛﾝﾃｨｱ証券	H13.12.12	H13.12.14	H14.1.22		
		21	萬成プライムキャピタル証券	H14.1.16	H14.2.1	H14.4.25	×	
		22	水戸証券	H14.1.22	H14.3.8	H14.6.28	×	
		23	三栄証券	H14.2.18	H14.3.8	H14.4.23		○
		24	日本協栄証券	H14.2.18	H14.3.8	H14.6.10		
		25	日恵証券	H14.2.25	H14.3.8	H14.4.23		
		26	ピー・エス・アイ証券	H14.2.25	H14.2.28	H14.5.28		
		27	ジーク証券	H14.2.26	H14.3.8	H14.4.26		
		28	エル・ピー・エル日本証券	H14.3.11	H14.3.15	H14.5.16		○
		29	のぞみ証券	H14.4.8	H14.4.26	H14.5.31		○
		30	大和証券川口支店	H14.4.8	H14.4.23	H14.6.19		
		31	武甲証券	H14.4.10	H14.4.18	H14.6.13		
	登金	*1*	東京都民銀行	H13.5.28	H13.6.8	H13.8.23		
		1	山梨中央銀行	H14.1.16	H14.1.25	H14.2.27		
近　畿	国内	*1*	山源証券	H13.4.10	H13.4.27	H13.8.6		○
		2	大塚証券	H13.5.23	H13.6.8	H13.7.26		○
		1	環証券	H13.7.10	H13.7.19	H13.9.13		
		2	廣田証券	H13.8.21	H13.9.7	H13.11.8		○
		3	こうべ証券	H13.10.2	H13.10.19	H14.2.6	×	○
		4	六和証券	H13.10.9	H13.10.24	H14.2.6	×	○
		5	平岡証券	H13.11.13	H13.12.6	H14.4.5	×	○
		6	神崎証券	H14.1.15	H14.2.12	H14.6.28		
		7	エース証券	H14.1.15	H14.2.4	H14.6.13		○
		8	丸近証券	H14.2.26	H14.3.13	H14.5.13		○
		9	播陽証券	H14.4.9	H14.4.19	H14.6.24		○
		10	大和証券福知山支店	H14.4.9	H14.4.19	H14.5.13		
	登金	1	京都中央信用金庫	H14.5.21	H14.5.24	H14.6.13		
北海道	国内	1	みずほｲﾝﾍﾞｽﾀｰｽﾞ証券札幌支店	H13.10.4	H13.10.19	H13.11.19		
		2	上光証券	H14.1.9	H14.2.20	H14.3.19		○

担　当	区分		被　検　査　法　人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	勧　告	同時検査
東　北	国内	1	みずほｲﾝﾍﾞｽﾀｰｽﾞ証券福島支店	H13.9.25	H13.10.5	H13.12.4		
		2	大北証券	H14.2.28	H14.3.15	H14.4.16		○
東　海	国内	*1*	豊証券	H13.2.27	H13.3.23	H13.8.3	×	
		2	大徳証券	H13.4.9	H13.4.25	H13.7.24		
		1	中泉証券	H13.8.21	H13.8.31	H13.10.30		○
		2	安藤証券	H13.9.17	H13.10.12	H14.2.8		
		3	木村証券	H13.10.22	H13.11.9	H14.1.17		○
		4	野畑証券	H13.11.28	H13.12.14	H14.6.6	×	○
		5	岡地証券	H14.1.16	H14.2.15	H14.4.5		
		6	大万証券	H14.2.25	H14.3.15	H14.4.10		○
		7	静岡東海証券	H14.4.9	H14.4.26	H14.6.21		
		8	野村證券岡崎支店	H14.6.3	H14.6.14	H14.6.26		
		9	日興ｺｰﾃﾞｨｱﾙ証券静岡支店	H14.6.3	H14.6.14	H14.6.26		
	登金	1	百五銀行	H14.5.13	H14.5.17	H14.6.28		
北　陸	国内	1	竹松証券	H13.9.25	H13.10.5	H13.12.21		○
		2	坂本北陸証券	H13.10.25	H13.11.9	H14.1.17	×	○
		3	島大証券	H14.3.12	H14.3.27	H14.5.20		○
		4	みずほｲﾝﾍﾞｽﾀｰｽﾞ証券金沢支店	H14.4.18	H14.5.10	H14.6.18		
	登金	1	福井銀行	H14.1.24	H14.2.1	H14.3.6		
中　国	国内	1	岡三証券広島支店	H13.9.25	H13.10.5	H14.1.29		
		2	大山日の丸証券	H13.10.23	H13.11.2	H14.1.31		○
		3	国際証券岡山支店	H14.3.12	H14.3.27	H14.5.14		
		4	カドヤ証券	H14.4.9	H14.4.26	H14.6.20		○
		5	八幡証券	H14.5.13	H14.6.7	H14.6.27		
四　国	国内	1	二浪証券	H13.10.2	H13.10.18	H13.11.30		○
		2	みずほｲﾝﾍﾞｽﾀｰｽﾞ証券徳島支店	H14.1.7	H14.1.18	H14.1.30		
		3	大和証券新居浜支店	H14.2.4	H14.2.22	H14.4.5		
		4	岡三証券松山支店	H14.3.4	H14.3.20	H14.4.10		
九　州	国内	*1*	野村證券鹿児島支店	H13.6.4	H13.6.15	H13.7.4		
		1	みずほｲﾝﾍﾞｽﾀｰｽﾞ証券鹿児島支店	H13.9.25	H13.10.12	H14.1.16	×	
		2	大熊本証券	H14.3.11	H14.4.4	H14.6.13	×	○
		3	国際証券熊本支店	H14.4.22	H14.5.10	H14.5.24		
福　岡	国内	*1*	前田証券	H13.5.17	H13.6.15	H13.7.19		○
		1	みずほｲﾝﾍﾞｽﾀｰｽﾞ証券佐賀支店	H13.9.26	H13.10.10	H13.11.20		
		2	国際証券久留米支店	H14.1.8	H14.1.22	H14.3.12		
		3	スターフューチャーズ証券	H14.2.6	H14.3.8	H14.4.30		○
		4	日興コーディアル証券北九州支店	H14.3.25	H14.4.5	H14.5.29		
		5	佐世保証券	H14.4.22	H14.5.24	H14.6.25		○
		6	新光証券長崎支店	H14.5.30	H14.6.12	H14.6.25		
沖　縄	国内	1	大宝証券	H14.3.13	H14.3.29	H14.4.22		○

(注1)区分欄の 国内」は国内証券会社、 登金」は登録金融機関である。
(注2)斜字体数字は、平成12検査事務年度に検査を実施した法人である。
(注3)勧告欄の×は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。
(注4)同時検査欄の○は、財務局等理財部(財務部検査課)との同時検査を行ったものである。

２－３　　勧告実施状況

１　勧告実施件数一覧表

（単位：件）

区　　分		4年7月～9年6月	9年7月～10年6月	10年7月～11年6月	11年7月～12年6月	12年7月～13年6月	13年7月～14年6月
勧告件数		41	※ 40	36	37	34	26
	検査結果に基づく勧告	39	36	34	37	33	25
	監視委員会の行った検査に基づく勧告	11	7	4	12	11	6
	財務局長等の行った検査に基づく勧告	28	29	30	25	22	19
	犯則事件の調査に基づく勧告	2	5	2	0	1	1

※　うち１件の勧告は検査結果・犯則事件調査の双方に基づく勧告であり、それぞれに計上しているため、合計は一致しない。

2　勧告件数（法令違反等の内容別）

（単位：件）

法令違反等の内容	勧告対象の別	4年7月～8年6月	8年7月～9年6月	9年7月～10年6月	10年7月～11年6月	11年7月～12年6月	12年7月～13年6月	13年7月～14年6月	合 計
向い呑み及び呑み行為	会社及び役職員	0		3	1	1	1		6
	会社のみ	1		2		1			4
	役職員のみ	0							0
取引報告書の不交付又は虚偽記載	会社及び役職員	0		1	1	2			4
	会社のみ	0			1	1	1		3
	役職員のみ	0							0
法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な有価証券の売買に関する管理の状況	会社及び役職員	0							0
	会社のみ	0				1	1	1	3
	役職員のみ	0							0
断定的判断を提供して勧誘する行為	会社及び役職員	0							0
	会社のみ	0							0
	役職員のみ	1			1				2
取引一任勘定取引契約の締結	会社及び役職員	0		1		1	2	2	6
	会社のみ	0		6	1	1			8
	役職員のみ	13	6	18	17	14	11	13	92
委託注文に優先する自己の計算による有価証券の売買をする行為	会社及び役職員	0							0
	会社のみ	0					1		1
	役職員のみ	0							0
有価証券の売買に関する虚偽表示又は重要な事項について誤解を生ぜしめる行為	会社及び役職員	0				1	3		4
	会社のみ	0					5	3	8
	役職員のみ	1	2		1	1	1	1	7
特別の利益を提供することを約して勧誘する行為	会社及び役職員	3		1		2	2	1	9
	会社のみ	0				2	4		6
	役職員のみ	1							1
作為的相場形成	会社及び役職員	2		1	4	4	2	2	15
	会社のみ	1				1			2
	役職員のみ	1		1		3	2		7
投機的利益追及	会社及び役職員	0							0
	会社のみ	0							0
	役職員のみ	10	2	10	14	4	5	8	53
安定操作期間中による買付け	会社及び役職員	0							0
	会社のみ	1							1
	役職員のみ	0							0
損失補てん等	会社及び役職員	2		9	2	4	1		18
	会社のみ	0					1		1
	役職員のみ	2	1	4	3	1	1	2	14
親銀行の使用人とともに同一の顧客を訪問する行為	会社及び役職員	0		1					1
	会社のみ	0							0
	役職員のみ	0							0
通常の取引条件と著しく異なる条件での親法人等との取引	会社及び役職員	0							0
	会社のみ	0				2			2
	役職員のみ	0							0
引受有価証券の親法人等への売却を行う行為	会社及び役職員	0							0
	会社のみ	0					1		1
	役職員のみ	0							0
発行者に関する非公開情報を親法人等から受領する行為	会社及び役職員	0							0
	会社のみ	0							0
	役職員のみ	0	1						1
有価証券を売却する場合における引受人の信用供与	会社及び役職員	0				1			1
	会社のみ	0							0
	役職員のみ	0							0

法令違反等の内容	勧告対象の別	4年7月～8年6月	8年7月～9年6月	9年7月～10年6月	10年7月～11年6月	11年7月～12年6月	12年7月～13年6月	13年7月～14年7月	合 計
外務員の職務に関する著しく不適当な行為	会社及び役職員	0							0
	会社のみ	0							0
	役職員のみ	1		1	2	2	3	1	10
有価証券の募集のため偽計を用いる行為	会社及び役職員	0				1			1
	会社のみ	0							0
	役職員のみ	0							0
政令の定めるところに違反した空売り	会社及び役職員	0						1	1
	会社のみ	0		1	3	3		2	9
	役職員のみ	0							0
インサイダー取引	会社及び役職員	0							0
	会社のみ	0							0
	役職員のみ	0			1	1			2
有価証券報告書の虚偽記載	会社及び役職員	0		1					1
	会社のみ	0							0
	役職員のみ	0							0
一定の配当等の表示を行う行為	会社及び役職員	0					1		1
	会社のみ	0							0
	役職員のみ	0							0
報告徴取に対する虚偽報告	会社及び役職員	0				1			1
	会社のみ	0							0
	役職員のみ	0							0
検査を忌避する行為	会社及び役職員	0					1		1
	会社のみ	0							0
	役職員のみ	0							0

（注）1.１件の勧告で複数の法令違反等の指摘を行う場合があるため、勧告件数とは一致しない。
2.上記のほかに、内部管理上の問題として勧告を行っている。

３　勧告事案の概要一覧表

（凡例）　◎印は、会社及び役職員が勧告の対象となったもの。
○印は、会社が勧告の対象となったもの。
・印は、役職員が勧告の対象となったもの。
区分欄中段の（検査）とは、検査結果に基づき勧告を行ったもの。（調査）とは、犯則事件の調査結果に基づき勧告を行ったもの。
区分欄下段の表示は、検査を実施した財務局等の略称（表示のないものは、監視委員会の検査）。

（平成13年７月～14年６月）

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	13．8．2 （検査） 関東	・　投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買 丸大証券㈱の桐生支店営業部課長代理は、平成10年６月24日から平成13年３月５日までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株券の売買を多数回にわたり行った（売買回数122回、売買株数約14万株）。	役職員(外務員)に対する処分 職務停止４週間
2	13．8．3 （検査） 東海	◎　特別の利益を提供することを約して勧誘する行為 豊証券㈱は、 １．平成10年６月頃、東京支店長及び同支店投資営業部歩合外務員Ａの関与により、法人顧客の発注者に対し発注の見返りに、歩合外務員が受け取る歩合手数料の一部から金銭の支払いを行うことを約束して株券の取引の勧誘を行った。 ２．平成10年６月下旬、常務取締役及び東京支店長の関与により、法人顧客の発注者に対し発注の見返りに、顧問報酬の名目で金銭の支払いを行うことを約束して株券の取引の勧誘を行った。 ３．平成11年３月10日、東京支店投資営業部歩合外務員Ｂの関与により、法人顧客との今後の取引の継続及び拡大を図るため、この顧客に対し、金銭を提示して株券の取引の勧誘を行った。	会社に対する処分 業務停止命令 ・東京支店の株券の売買に係る受託業務の停止（10日） 業務改善命令 内部管理体制の抜本的な見直し、再発防止策の策定、役職員の法令遵守の徹底及び社内検査の充実、強化等 役職員(外務員)に対する処分 ・東京支店長 職務停止３週間 （営業責任者資格停止６週間） ・歩合外務員Ａ 職務停止１週間 ・常務取締役 職務停止２週間 ・歩合外務員Ｂ 職務停止１週間

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
3	13.10.25 （検査） 関東	・　取引一任勘定取引の契約の締結 1．中央証券㈱の千葉支店証券貯蓄課営業員は、平成11年９月30日から平成13年２月16日にかけて、顧客との間で、株券及び債券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部又はこれらの一部について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数83回、売買株数約21万株ほか）。 2．柏支店営業課長は、平成12年７月17日から平成13年５月16日にかけて、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数49回、売買株数約26万株）。	役職員(外務員)に対する処分 職務停止２週間 役職員(外務員)に対する処分 職務停止１週間
4	13.11.９ （検査）	○　有価証券の売買その他の取引に関し、虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 つばさ証券㈱は、平成12年４月から平成13年９月までの間、外国株券及び外国債券を多数の顧客に販売している。 その際、多数の銘柄について、顧客に交付する外国証券内容説明書等の記載内容の一部に、事実と異なる内容等を記載し、これを多数の顧客に交付することにより、虚偽の表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行った。	会社に対する処分 業務改善命令 （内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化）
5	13.12.13 （検査） 関東	・　投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買 丸宏大華証券㈱の新橋支店営業第１グループ付課長は、平成７年４月10日から平成８年８月13日及び平成11年６月21日から平成12年７月19日までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株券の売買を多数回にわたり行った（売買回数214回、売買株数約131万株）。	役職員(外務員)に対する処分 職務停止10週間

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
6	13.12.13 （検査） 関東	・　取引一任勘定取引の契約の締結 １．山丸証券㈱の本店東京営業部歩合外務員は、平成12年５月２日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成12年５月９日から平成13年８月21日までの間、取引を受託、執行した（売買回数153回、売買株数約62万株）。 ２．本店営業部営業課付課長は、平成11年２月25日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年２月26日から平成13年７月27日までの間、取引を受託、執行した（売買回数195回、売買株数約41万株）。	役職員(外務員)に対する処分 職務停止３週間 役職員(外務員)に対する処分 職務停止３週間
7	13.12.19 （検査）	○　政令で定めるところに違反した空売り ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド東京支店は、平成10年11月14日から平成13年７月31日までの間、取引所有価証券市場において自己の計算により多数回行った株券の空売りについて、証券取引所に対し、空売りであることを明らかにしなかった。	会社に対する処分 業務停止命令 ・自己の計算による株券の売買業務の停止10日 ・クレジット・デリバティブ取引を始めとした無承認・無届けのまま行われていた業務の停止等 業務改善命令 ・内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化 ・空売り規制違反の根絶に向けた具体的達成方法、達成時期の策定、法令等に違反した場合の違反者及び管理責任者に対する社内処分等の厳格化

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
7 つづき			・上記の対応状況について当分の間四半期毎に書面による報告を提出 ※　上記処分内容は、金融庁長官の検査等によって認められた法令違反の事実に係る処分を含む。
8	14．1.16 （検査） 九州	・　有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 みずほインベスターズ証券㈱の鹿児島支店営業課長は、平成13年８月、複数銘柄の株券に関し、これらの銘柄の企業業績等を正確に表していない適正性を欠く内容の投資勧誘資料を作成した上で、複数の営業員を通じ多数の個人投資家にこの資料を交付等することにより、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行った。	役職員(外務員)に対する処分 職務停止３週間
9	14．1.17 （検査） 北陸	・　取引一任勘定取引の契約の締結 坂本北陸証券㈱の小松支店長は、平成９年２月頃から平成13年10月24日にかけて、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部又はこれらの一部について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、平成９年２月18日から平成13年10月24日までの間、取引を受託、執行した（売買回数1,495回 、売買株数約351万株）。	役職員(外務員)に対する処分 未　　定
10	14．1.24 （検査） 関東	・　取引一任勘定取引の契約の締結 １．新潟証券㈱の本店営業部営業第一課副長は、平成10年10月21日から平成13年10月31日にかけて、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数864回、売買株数約346万株）。	役職員(外務員)に対する処分 職務停止８週間

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
10 〃		２．小千谷支店営業課主任は、平成12年６月19日から平成13年８月28日にかけて、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、数及び価格について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数110回、売買株数約20万株）。	役職員(外務員)に対する処分 職務停止２週間
11	14．1.30 （検査）	◎　実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引 モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド東京支店は、平成13年12月４日、株式本部日本株トレーディング部トレーダー及びデリバティブトレーディング部トレーダーの関与により、特定の上場銘柄の株券について、空売りを明示した売付けを行うに際し、空売りを行うことが可能な価格まで株価を引き下げる目的をもって、直前に取得した現物の株券に係る成行又は低い指値の最低売買単位の売付注文を行い株価を引き下げた上で空売りを明示した大量の売付注文を行うという一連の売買取引を行い、もって株価を下落させた。 ◎　政令で定めるところに違反した空売り モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド東京支店は、平成13年12月４日、株式本部日本株トレーディング部トレーダーの関与により、 １．取引所有価証券市場において自己の計算により多数回行った株券の空売りについて、証券取引所に対し、空売りであることを明らかにしなかった。 ２．取引所有価証券市場において、証券取引所が直近に公表した価格に満たない価格での自己の計算による空売りを多数回行った。	会社に対する処分 業務停止命令 ・東京支店の自己の計算による株券の売買業務の停止５週間 業務改善命令 ・内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化 ・空売り規制違反の根絶に向けた具体的達成方法及び達成時期の策定、法令等に違反した場合の違反者及び管理責任者に対する社内処分等の厳格化 ・上記の対応状況について当面の間四半期毎に、書面による報告を提出 役職員(外務員)に対する処分 ・株式本部日本株トレーディング部トレーダー 職務停止13週間 ・デリバティブトレーディング部トレーダー 職務停止11週間

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
12	14．2．6 （検査） 近畿	・　損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為 六和証券㈱の本店歩合外務員は、平成10年８月５日から平成12年２月８日にかけて、顧客の有価証券の売買その他の取引等につき、この有価証券等について生じた顧客の損失の一部を補てんするため、顧客に立て替えていた資金の一部を放棄する方法により、約470万円相当の財産上の利益を提供した。	役職員(外務員)に対する処分 職務停止２週間
13	14．2．6 （検査） 近畿	・　取引一任勘定取引の契約の締結 こうべ証券㈱の本店第一営業部長は、平成11年12月23日及び平成12年５月10日、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年12月24日から平成13年９月25日までの間、取引を受託、執行した（売買回数1,750回、売買株数約367万株）。	役職員(外務員)に対する処分 職務停止10週間
14	14．2.22 （検査） 関東	・　取引一任勘定取引の契約の締結 日産証券㈱の本店営業部課長は、平成７年６月27日から平成11年７月２日にかけて、複数の顧客との間で、株券及び債券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成７年６月27日から平成13年11月８日までの間、取引を受託、執行した（売買回数1,743回、売買数量約105万株ほか）。	役職員(外務員)に対する処分 職務停止11週間
15	14．2.26 （検査） 関東	・　投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買 武蔵証券㈱の北本営業所営業員は、平成９年５月12日から平成13年10月10日までの間、複数の顧客の口座及び他の証券会社に開設しているこの営業員名義の口座を使用して、自己の計算に基づく株券の売買を多数回にわたり行った（売買回数602回、売買株数約35万株）。	役職員(外務員)に対する処分 職務停止９週間

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
15 つづき		・　外務員の職務に関する著しく不適当な行為 本店営業部課長代理は、平成11年８月から平成12年６月までの間、自己の利益を追求する目的で、複数の顧客の名義及び住所を使用し、これらの顧客口座で多数回にわたり新規公開株式のブックビルディングによる需要申告を行い、配分された複数の新規公開株式の取得及び売付け等を行った。 また、同営業員は、複数の親族の利益を追求する目的で、これらの親族に複数の顧客の名義及び住所を使用させ、一部親族には損益を共にすること又は配分された株券に係る取得資金を立て替えることを持ちかけ、上記と同様の方法による新規公開株式の取得及び売付けを行った。	役職員(外務員)に対する処分 職務停止４週間
16	14．4．2 （検査） 関東	◎　取引一任勘定取引の契約の締結 センチュリー証券㈱の上尾支店長ほか11名は、それぞれの顧客との間で、株券の売買等の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別（有価証券指数等先物取引の受託については、現実指数が約定指数を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別、有価証券オプション取引の受託については、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別）、銘柄、数及び価格（有価証券指数等先物取引の受託については、約定指数、有価証券オプション取引の受託については、オプションの対価の額）の全部又はこれらの一部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、以下のとおり、取引を受託、執行した。 ・上尾支店長 一任の形態　一部（数及び価格） 契約締結日　平成10年２月18日から平成13年４月24日 受託執行期間　平成10年２月18日から平成13年４月24日 （売買回数57回、売買株数約21万株） ・本店営業部次長 一任の形態　全部又は一部（価格） 契約締結日　平成13年２月23日から５月23日 受託執行期間　平成13年２月23日から８月20日 （売買回数84回、売買株数約46万株）	会社に対する処分 業務停止命令 ・平成14年５月７日から５月９日までの間、全店舗における全ての業務の停止 ・平成14年５月10日から６月９日までの間、本店第二営業部の業務のうち株券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引に係る受託業務の停止 ・平成14年５月10日から６月９日までの間、津山支店の業務のうち株券の売買及び有価証券指数等先物取引に係る受託業務の停止 ・平成14年５月10日から６月９日までの間、本店営業部、上尾支店の業務のうち株券の売買に係る受託業務の停止

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
16 つづき		・本店第一営業部証券貯蓄課契約社員 一任の形態　一部（価格） 契約締結日　平成13年２月５日から７月23日 受託執行期間　平成13年２月５日から７月23日 （売買回数79回、売買株数約８万株） ・本店第二営業部歩合外務員Ａ 一任の形態　全部 契約締結日　平成４年４月９日から平成11年４月20日 受託執行期間　平成４年４月９日から平成13年８月20日 （売買回数272回、売買株数約42万株） ・本店第二営業部歩合外務員Ｂ 一任の形態　全部 契約締結日　平成10年７月28日 受託執行期間　平成10年７月28日から平成13年８月20日 （売買回数473回、売買数量約51万株ほか） ・本店第二営業部歩合外務員Ｃ 一任の形態　一部（価格、対価の額又は約定指数） 契約締結日　平成12年12月６日から平成13年８月20日 受託執行期間　平成12年12月６日から平成13年８月20日 （売買回数322回、売買数量約158万株ほか） ・本店第二営業部歩合外務員Ｄ 一任の形態　一部（価格） 契約締結日　平成13年１月12日から８月20日 受託執行期間　平成13年１月17日から８月20日 （売買回数127回、売買株数約20万株） ・本店第二営業部歩合外務員Ｅ 一任の形態　一部（価格） 契約締結日　平成11年１月29日から平成13年７月24日 受託執行期間　平成11年１月29日から平成13年７月24日 （売買回数86回、売買株数約45万株） ・津山支店次長兼営業第一課長 一任の形態　全部 契約締結日　平成11年４月26日 受託執行期間　平成11年４月28日から平成13年８月20日 （売買回数105回、売買株数約16万株） ・津山支店営業第一課課長代理 一任の形態　全部 契約締結日　平成11年８月31日及び12月９日 受託執行期間　平成11年９月１日から平成13年８月20日 （売買回数409回、売買数量約44万株ほか）	・平成14年５月10日から５月16日までの間、本店第一営業部の業務のうち株券の売買に係る受託業務の停止 ・平成14年５月10日から５月16日までの間、仙台支店の業務のうち株券及び新株予約権付社債券の売買に係る受託業務の停止 ・上記業務停止においては信用取引の決済等に伴う受託等を除く。 業務改善命令 ・内部管理体制の抜本的見直しを図るとともに責任の所在の明確化を図り人事を刷新すること ・法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、役職員に周知徹底する方策を講じること ・全役職員に対する「法令遵守徹底」に係る研修を実施し、その内容と結果を報告すること ・社内検査の充実・強化を図り定期的な検査結果を報告すること 役職員(外務員)に対する処分 ・上尾支店長 職務停止４週間 ・本店営業部次長 職務停止３週間 ・本店第一営業部証券貯蓄課契約社員 職務停止２週間

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
16 つづき		・仙台支店営業第二課歩合外務員 一任の形態　全部 契約締結日　平成12年12月11日及び平成13年２月22日 受託執行期間　平成12年12月11日から平成13年８月20日 （売買回数126回、売買数量約35万株ほか） ・仙台支店営業第二課歩合外務員 一任の形態　一部（価格） 契約締結日　平成12年10月27日から平成13年８月20日 受託執行期間　平成12年10月27日から平成13年８月20日 （売買回数185回、売買株数約58万株） ・　投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買 １．津山支店次長兼営業第一課長は、平成10年３月11日から平成13年８月20日までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株券の売買を多数回にわたり行った（売買回数123回、売買株数約15万株）。 ２．大阪支店第一営業部主任は、平成６年10月７日から平成13年８月20日までの間、複数の顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株券の売買を多数回にわたり行った（売買回数473回、売買株数約88万株）。 ○　有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 センチュリー証券㈱は、平成12年12月から平成13年１月にかけて、他社株券償還特約付社債券の売出期間経過後における販売に際し、多数の顧客に対し、適正な取引価格よりも高い売出価格と同値の取引価格を提示することにより、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行った。 ○　証券会社としての適正性を欠いた業務運営 センチュリー証券㈱は、前回検査に引き続き今回の検査においても、上記のような多数の法令違反行為が認められた。これは、以下のような要因によるものと認められる。 １．代表取締役社長は、コンプライアンスの重要性に対する認識が著しく欠如していることから、前回検査の指摘に対し会社として決定した改善策を実行するに必要な組	・本店第二営業部歩合外務員Ａ 職務停止７週間 ・本店第二営業部歩合外務員Ｂ 職務停止５週間 ・本店第二営業部歩合外務員Ｃ 職務停止３週間 ・本店第二営業部歩合外務員Ｄ 職務停止２週間 ・本店第二営業部歩合外務員Ｅ 職務停止２週間 ・津山支店次長兼営業第一課長 職務停止11週間 ・津山支店営業第一課課長代理 職務停止５週間 ・仙台支店営業第二課歩合外務員Ａ 職務停止３週間 ・仙台支店営業第二課歩合外務員Ｂ 職務停止２週間 ・大阪支店第一営業部主任 職務停止22週間

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
16 つづき		織体制の整備、予算確保等を含めた具体的な指示・行動を行っておらず、また、業務運営について議論すべき取締役会等において、コンプライアンスに関する議論を十分に行なわず、専ら収益向上のための営業施策の検討と指示に終始している等、コンプライアンス面の経営責任を果たしているとは認められない。 　更に、各取締役においても、コンプライアンスの重要性に対する認識が欠如していることから、取締役自らが、顧客面談記録を捏造し、違法行為の再発を助長している事例も認められた。 2．内部管理統括責任者は、自己の責務を内部管理統括補助責任者任せにしており、同補助責任者をはじめ営業責任者及び内部管理責任者に対する指導、監督を行っていないなど、内部管理統括責任者としての職責を果たしていない。	
17	14．4．3 （検査） 関東	・　取引一任勘定取引の契約の締結 1．泉証券㈱の綾瀬支店投資アドバイザー課副長は、平成11年４月５日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年４月５日から平成13年６月18日までの間、取引を受託、執行した（売買回数37回、売買株数約４万株）。 2．日本橋支店歩合外務員Aは、平成12年７月７日及び平成13年５月10日、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約をそれぞれ締結した上で、平成12年７月12日から平成13年６月25日までの間、取引を受託、執行した（売買回数110回、売買株数約43万株）。 3．日本橋支店歩合外務員Bは、平成11年４月８日から平成13年10月３日にかけて、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数275回、売買株数約49万株）。	役職員(外務員)に対する処分 未　　定

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
17 つづき		・　投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買 綾瀬支店投資アドバイザー課副長は、平成11年６月25日から平成12年６月12日までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株券の売買を多数回にわたり行った（売買回数66回、売買株数約７万株）。	
18	14．4．5 （検査） 近畿	・　取引一任勘定取引の契約の締結 １．平岡証券㈱の東京支店投資営業部歩合外務員は、平成12年10月20日頃、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成12年10月26日から平成13年10月29日までの間、取引を受託、執行した（売買回数294回、売買株数約58万株）。 ２．東京支店営業部営業員は、平成13年２月５日から11月12日にかけて、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、数及び価格について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数328回、売買株数約35万株）。	役職員(外務員)に対する処分 未　定
19	14.4.23 （検査）	○　法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な管理の状況 さくらフレンド証券㈱は、不公正取引の未然防止を図る観点から、上場会社等が行う株券の買入れ消却のための自己株券買付けに係る法人関係情報について、その管理を厳格に行うための組織改編を行い、当社の自己売買業務を担当するトレーディング部とは別に、自己株券の買付注文の受託業務を専担する部署を設置した。しかし、この組織改編が形骸化したことから、当社は、上場会社等が行う株券の買入れ消却のための自己株券の買付注文を受託執行することにより、その会社が行う未公表の重要事実である個別具体的な買付けの決定内容の法人関係情報を知ることとなる際に、トレーディング部トレーダーがその買付注文を受託する場合があり、更に、平成12年７月12日には、同トレーダーがその法人関係情報を知りながら、当社の計算においてこの銘柄の買付けを執行している事例も認められる	会社に対する処分 業務改善命令 （内部管理体制の充実・強化、法令等遵守体制の強化、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化）

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
19 つづき		るなど、法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でないと認められる状況により業務が営まれている。 ・　取引一任勘定取引の契約の締結 １．静岡支店営業課主任は、平成13年８月16日から12月11日にかけて、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数412回、売買株数約34万株）。 ２．沼津プラザ営業員は、平成13年４月25日から12月28日にかけて、複数の顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、価格について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した（売買回数1,015回、売買株数約51万株）。 ・　投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買 池袋支店歩合外務員は、平成９年９月19日から平成13年11月22日までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株券の売買を多数回にわたり行った（売買回数1,582回、売買株数約192万株）。	役職員(外務員)に対する処分 職務停止２週間 役職員(外務員)に対する処分 職務停止４週間 役職員(外務員)に対する処分 未　定
20	14.4.25 （検査） 関東	・　取引一任勘定取引の契約の締結 萬成プライムキャピタル証券㈱の京都支店営業第一部営業課係長は、平成11年９月20日、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成11年９月21日から平成13年８月15日までの間、取引を受託、執行した（売買回数503回、売買株数約83万株）。	役職員(外務員)に対する処分 職務停止４週間

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
21	14.6．6 （検査） 東海	・　取引一任勘定取引の契約の締結及び損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為 野畑証券㈱の本店営業部営業員Ａは、 １．平成８年２月26日及び平成11年１月27日、顧客との間で、株券の売買及び有価証券オプション取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別（有価証券オプション取引の受託については、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別）、銘柄、数及び価格（有価証券オプション取引の受託については、オプションの対価の額）の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成８年２月26日から平成10年３月11日まで及び平成11年１月27日から４月21日までの間、取引を受託、執行した（売買回数195回、売買数量約３万株ほか）。 ２．平成11年４月21日、上記顧客の有価証券オプション取引につき、この取引について生じた顧客の損失の一部を補てんするため、顧客に立て替えていた資金に係る債権を放棄する方法により、約350万円の財産上の利益を提供した。 ・　投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買 本店営業部営業員Ｂは、平成９年10月９日から平成11年10月15日までの間、複数の顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株券の売買を多数回にわたり行った（売買回数424回、売買株数約78万株）。	役職員(外務員)に対する処分 未　定 役職員(外務員)に対する処分 未　定
22	14.6．7 （検査）	○　政令で定めるところに違反した空売り ドレスナー・クラインオート・ワッサースタイン（ジャパン）リミテッド東京支店は、 １．平成13年４月から平成14年２月までの間、顧客から多数の銘柄の株券の売付注文を受託した際に、顧客に対しこれらの売付注文が空売りか否かの別を個別に確認することなく、この顧客が株券を有しないで行った売付注文を受託し、更に、この売付注文を取引所有価証券市場において多数回にわたり発注した際に、証券取引所に対し、空売りであることを明らかにしなかった。	会社に対する処分 業務停止命令 ・関係会社（特定法人等）からの株券の売買の受託業務の停止10日 ・有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、クレジットデリバティブ取引の媒介、金銭貸借の媒介、金

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
22 つづき		２．平成13年12月から平成14年２月までの間、自己の計算による複数の銘柄の株券の売付注文を取引所有価証券市場等において多数回にわたり発注した際に、証券取引所等に対し、空売りであることを明らかにしなかった。 ３．上記１及び２に関し、取引所有価証券市場において、証券取引所が直近に公表した価格に満たない価格での顧客から受託した注文に係る空売り及び自己の計算による空売りを多数回行った。	銭債権の売買の媒介及び有価証券関連以外のデリバティブ取引の媒介業務の停止５日 業務改善命令 ・内部管理体制の充実・強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化 ・空売り規制違反の根絶に向けた具体的達成方法及び達成時期の策定、法令等に違反した場合の違反者及び管理責任者に対する社内処分等の厳格化 ・上記の対応状況について当分の間四半期毎に、書面による報告を提出
23	14.6.11 （検査）	○　有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 コスモ証券㈱が、平成11年９月から平成12年４月にかけて売出しを行った特定の上場銘柄を対象とする他社株券償還特約付社債券の複数銘柄については、条件決定日以降に対象銘柄の株価が下落して、売出期間中において行使価格を大幅に下回る状況となった。 コスモ証券㈱は、このような状況下、これらの債券の売出期間中において、対象銘柄の株価の下落により、これらの債券を購入して得られる投資効果が対象銘柄を直接購入して得られる投資効果より低い状況となるなど、これらの債券の設定条件が顧客にとって著しく不利となっているにもかかわらず、これらの債券の勧誘において、対象銘柄の株価水準がこれらの債券の投資商品としての経済合理性に与える影響について適切な説明をしないことにより、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行った。	会社に対する処分 業務改善命令 ・内部管理体制の充実・強化、法令等遵守体制の強化、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化 ・上記について対応状況を書面で報告

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
23 つづき		・　取引一任勘定取引の契約の締結 本店資産アドバイザー部営業員は、平成13年７月２日から平成14年２月22日にかけて、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部又はこれらの一部について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、平成13年７月４日から平成14年２月22日までの間、取引を受託、執行した（売買回数66回、売買株数約12万株）。	役職員(外務員)に対する処分 未　定
24	14.6.13 （検査）	・　取引一任勘定取引の契約の締結 大熊本証券㈱本店営業部営業課長は、平成13年７月末頃、顧客との間で、株券の売買の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成13年８月６日から平成14年３月８日までの間、取引を受託、執行した（売買回数292回、売買株数約39万株）。	役職員(外務員)に対する処分 未　定
25	14.6.13 （調査）	○　特定の銘柄の有価証券について、実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら一連の有価証券の売買取引の受託等をする行為 イー・トレード証券㈱資産管理部課長は、当委員会が平成14年３月20日東京地方検察庁検察官に対し告発した志村化工㈱の株券に係る相場操縦において、平成13年１月15日から１月19日の５取引日にわたり、同社株券について実勢を反映しない作為的相場が形成されることとなることを知りながら、犯則嫌疑者から一連の有価証券の売買取引を受託・執行した。	会社に対する処分 業務停止命令 ・営業顧問部における株券の売買の受託業務の停止（５日間） 業務改善命令 ・役職員の法令遵守の徹底及び社内研修の実施 ・責任の所在の明確化及び社内処分の徹底 ・内部管理部門等における人員配置の見直しを含めた、内部管理体制の再構築

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
25 つづき			・信用取引に係る顧客管理基準や売買審査基準等の内部管理規則の総点検 ・内部管理機能の充実に向けた人事考課制度の見直し ・内部管理機能の改善状況に関する外部監査等の導入 役職員(外務員)に対する処分 未　定
26	14.6.28 （検査） 関東	◎　取引一任勘定取引の契約の締結 水戸証券㈱本店営業部営業第三課担当課長ほか21名は、それぞれの顧客との間で、以下のとおり、株券の売買等の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格の全部又はこれらの一部について定めることができることを内容とする契約を締結した上で、取引を受託、執行した。 ・本店営業部営業第三課担当課長 一任の形態　全部又は一部（価格） 契約締結日　平成13年３月28日から11月８日 受託執行期間　平成13年３月29日から11月８日 （売買回数59回、売買数量約28万株ほか） ・本店営業部営業第三課課長代理 一任の形態　全部 契約締結日　平成13年９月11日及び９月28日 受託執行期間　平成13年９月11日から10月11日 （売買回数40回、売買株数約８万株） ・水戸支店営業部営業第一課担当課長A 一任の形態　全部 契約締結日　平成13年５月15日 受託執行期間　平成13年５月18日から10月24日 （売買回数108 回、売買株数約57万株）	会社に対する処分 業務停止命令 ・平成14年７月22日から25日までの間、いわき支店の業務のうち株券の売買、新株予約権付社債券の売買及び株価指数連動型投資信託受益証券の取引に係る受託業務の停止 ・平成14年７月22日から25日までの間、本店営業部、水戸支店、土浦支店、つくば支店、川口支店、館山支店、佐原支店の業務のうち株券の売買及び株価指数連動型投資信託受益証券の取引に係る受託業務の停止 ・平成14年７月22日から25日までの間、取手支店、小山支店、柏支店の業務のうち株券の売買に係る受託業務の停止

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
26 つづき		・水戸支店営業部営業第一課担当課長B 一任の形態　全部 契約締結日　平成13年１月24日から10月３日 受託執行期間　平成13年１月25日から11月26日 （売買回数118回、売買株数約18万株） ・水戸支店営業部営業第二課担当課長C 一任の形態　全部 契約締結日　平成13年１月12日及び７月４日 受託執行期間　平成13年１月12日から11月13日 （売買回数124回、売買株数約91万株） ・水戸支店営業部営業第二課担当課長D 一任の形態　全部 契約締結日　平成12年11月29日 受託執行期間　平成12年11月29日から平成13年11月16日 （売買回数195回、売買株数約104万株） ・水戸支店営業部営業第三課担当課長E 一任の形態　全部 契約締結日　平成13年４月12日 受託執行期間　平成13年４月12日から11月16日 （売買回数79回、売買株数約17万株） ・水戸支店営業部営業第三課担当課長F 一任の形態　全部又は一部（価格） 契約締結日　平成13年３月26日から11月15日 受託執行期間　平成13年３月26日から12月６日 （売買回数261回、売買数量約95万株ほか） ・水戸支店営業部営業第三課担当課長G 一任の形態　全部又は一部（価格） 契約締結日　平成12年11月７日から平成13年11月12日 受託執行期間　平成12年11月７日から平成13年11月12日 （売買回数1,077回、売買株数約491万株） ・土浦支店営業第一課担当課長 一任の形態　一部（価格） 契約締結日　平成13年10月４日から12月20日 受託執行期間　平成13年10月４日から12月20日 （売買回数81回、売買数量約３万株ほか） ・土浦支店営業第一課課長代理 一任の形態　一部（価格） 契約締結日　平成12年10月18日から平成14年１月17日 受託執行期間　平成12年10月18日から平成14年１月17日 （売買回数60回、売買数量約４万株ほか）	・上記の業務の停止においては、信用取引の決済に伴う受託等、停止すると顧客に著しい不利益を与える業務で当局が個別に認めたものを除く。 業務改善命令 ・内部管理体制の抜本的な見直しを図るとともに責任の所在の明確化を図ること ・法令違反の根絶に向けた「再発防止策」を策定し、役職員に周知徹底する方策を講じること ・全役職員に対する「法令遵守の徹底」に係る研修を実施し、その内容と結果を報告すること ・社内検査の充実・強化を図り、定期的に検査結果を報告すること 役職員(外務員)に対する処分 未　定

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
26 つづき		・つくば支店営業第一課担当課長 一任の形態　全部又は一部（価格） 契約締結日　平成13年10月11日から12月18日 受託執行期間　平成13年10月12日から12月18日 （売買回数80回、売買数量約５万株ほか） ・取手支店営業第二課担当課長 一任の形態　全部 契約締結日　平成13年10月４日から11月２日 受託執行期間　平成13年10月４日から11月９日 （売買回数83回、売買株数約３万株） ・小山支店営業第一課担当課長 一任の形態　全部又は一部（価格） 契約締結日　平成13年４月６日から平成14年１月７日 受託執行期間　平成13年４月６日から平成14年１月７日 （売買回数63回、売買株数約32万株） ・小山支店営業第二課営業員 一任の形態　一部（価格） 契約締結日　平成13年８月３日から平成14年１月15日 受託執行期間　平成13年８月３日から平成14年１月15日 （売買回数81回、売買株数約12万株） ・川口支店営業第二課課長代理 一任の形態　全部又は一部（価格） 契約締結日　平成13年６月19日から10月11日 受託執行期間　平成13年６月19日から10月12日 （売買回数129回、売買数量約13万株ほか） ・柏支店営業第二課担当課長 一任の形態　全部 契約締結日　平成13年２月16日 受託執行期間　平成13年２月16日から平成14年１月７日 （売買回数51回、売買株数約13万株） ・館山支店歩合外務員 一任の形態　全部 契約締結日　平成13年５月10日 受託執行期間　平成13年５月10日から11月27日 （売買回数53回、売買数量約13万株ほか） ・佐原支店営業課主任 一任の形態　全部 契約締結日　平成13年10月５日及び10月11日 受託執行期間　平成13年10月５日から11月12日 （売買回数59回、売買数量約10万株ほか）	

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
26 つづき		・いわき支店営業第二課担当課長 一任の形態　全部 契約締結日　平成８年12月13日から平成13年３月27日 受託執行期間　平成８年12月16日から平成13年12月６日 （売買回数1,490回、売買数量約490万株ほか） ・いわき支店営業第二課課長代理 一任の形態　全部 契約締結日　平成11年10月20日 受託執行期間　平成11年10月25日から平成13年10月23日 （売買回数90回、売買株数約23万株） ・いわき支店営業部歩合外務員 一任の形態　全部又は一部（数及び価格） 契約締結日　平成11年６月１日から平成13年10月24日 受託執行期間　平成11年６月２日から平成13年10月24日 （売買回数304回、売買株数約68万株） ・　投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買 いわき支店営業部歩合外務員は、平成11年１月20日から平成14年１月30日までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株券の売買を多数回にわたり行った（売買回数529回、売買株数約80万株）。	役職員(外務員)に対する処分 未　　定

勧告参考資料　コスモ証券

A株を対象とするＥＢの概要

発　行　者：海外の金融機関

売　出　人：当社

売出総額　：約１０億円

売出価格　：４，５９０千円

行使価格　：４，５９０円

発行日（償還日）：平成12年１月18日（同年５月18日）

売出期間　：平成12年１月11日～１月18日

クーポン　：年率９％

評価日（償還条件の決定）　：平成12年５月11日

（当日の東証終値が 4,590円以上であれば現金償還、同株価を下回れば株式償還となる。）

実際の償還等の状況：株式償還（評価日の株価 3,000円）

クーポン９％

Ａ株を対象とするＥＢの償還時の状況

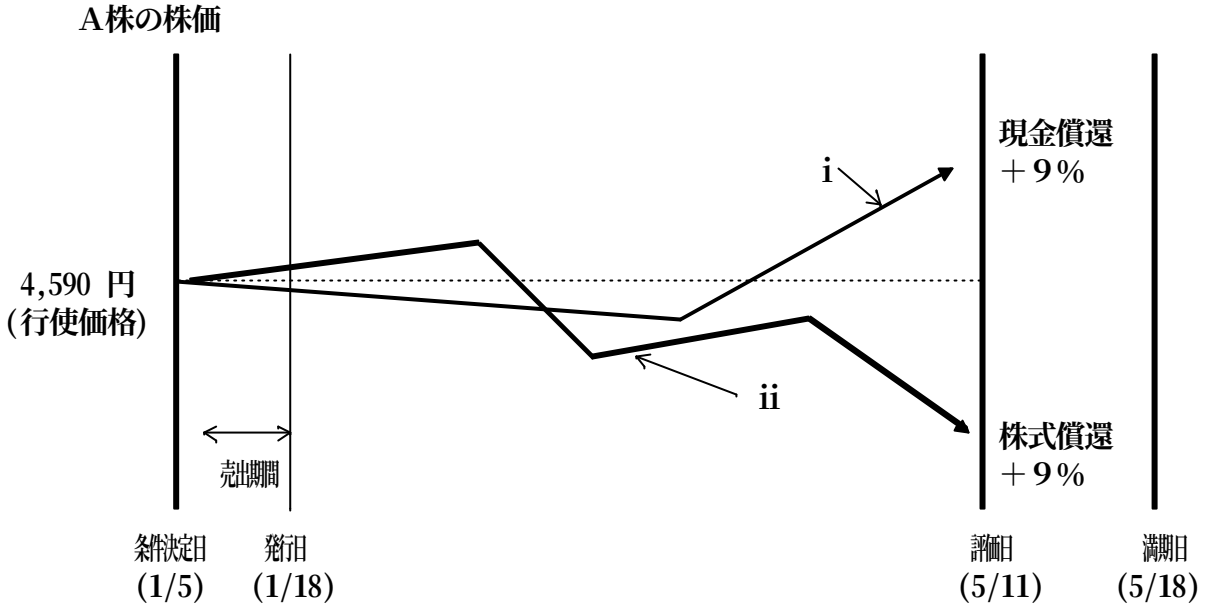

A株の株価の動き（終値）

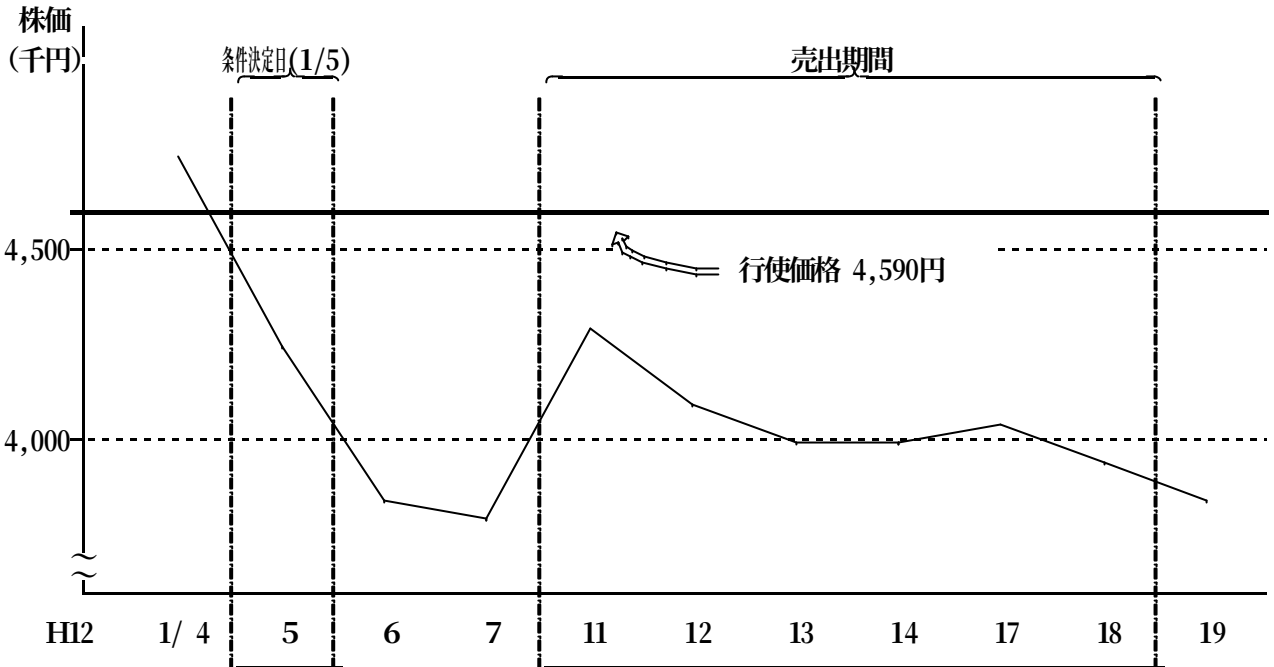

始　値	4,910	4,280	4,230	3,800	4,200	4,100	4,040	4,110	4,060	3,990	3,940
高　値	5,030	4,370	4,260	3,900	4,310	4,180	4,100	4,160	4,090	4,000	3,970
安　値	4,650	4,230	3,860	3,740	4,130	4,050	3,980	3,950	3,960	3,900	3,790
終　値	4,730	4,230	3,860	3,820	4,300	4,090	4,010	4,000	4,030	3,980	3,820

２－４　　建議実施状況

１　建議実施件数一覧表

（単位：件）

区　　分	４年７月 ～ 14年６月
検査結果に基づく建議	1
犯則事件調査の結果に基づく建議	3

２　建議事案の概要一覧表

建議年月日	建議の内容	措置の状況
6．6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
9.12.24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。

建　議 年月日	建　議　の　内　容	措置の状況
11.12.21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。
12. 3.24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講じるよう建議した。	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。

２－５　取引審査実施状況

（単位：件）

区　　分	８年７月～９年６月	９年７月～10年６月	10年７月～11年６月	11年７月～12年６月	12年７月～13年６月	13年７月～14年６月
価格形成に関するもの	113	124	104	78	62	112
内部者取引に関するもの	74	59	165	236	190	249
そ　の　他	9	20	6	12	13	31
合　　計	196	203	275	326	265	392
委　員　会	115	112	171	227	144	270
財務局等	81	91	104	99	121	122

３　自主規制機関の組織・事務概要及び活動実績

３－１　日本証券業協会の組織及び業務

(1) 組織

①　日本証券業協会は、有価証券の公正な売買取引と投資者の保護に資する目的で、証券会社及び外国証券会社並びに登録金融機関（平成６年４月１日特別会員として加入）により組織され、証取法の規定に基づいてその設立につき内閣総理大臣の認可を受けた法人である。

（参考）証券業協会の自主規制機関としての性格をより明確にし、その機能の強化を図る観点から、公正確保法において証取法が改正され（平成４年７月20日施行）、これを受けて、日本証券業協会は、従来の民法上の社団法人から証取法上の法人に改組されるとともに、外務員の登録事務を大蔵大臣（平成12年７月１日からは金融庁長官）から委任される等の措置が講じられた。

また、登録金融機関についても自主規制体制を整備するための法改正が行われたことに対応して、日本証券業協会において特別会員加入に伴う定款の一部改正等の体制整備が行われ、平成14年５月30日現在、証券業務の登録を受けた金融機関 229機関が特別会員として加入している。

②　運営機構は、定款の改正等の決議を行う最高意思決定機関である会員総会、重要事項を議決する理事会、理事会の諮問に応じ意見を述べる各種委員会を中心に構成される（３－３参照）。

(2) 業務

主な業務は、以下のとおりである。

① 自主規制ルールの制定、実施

② 協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分、定款・諸規則又は取引の信義則の遵守状況の調査

③ 店頭売買有価証券市場の開設、株式及び公社債店頭市場の管理

④ 証券取引の苦情相談

⑤ 証券従業員の教育研修及び資格試験の実施

⑥ 協会員の所属外務員に係る登録に関する事務

3－2　日本証券業協会の活動状況

1　監査の実施状況

(1) 会員

(単位：社)

区　　分	9年4月 ～10年3月	10年4月 ～11年3月	11年4月 ～12年3月	12年4月 ～13年3月	13年4月 ～14年3月
国内証券会社	71	72	63	70	89
外国証券会社	21	13	17	20	14
合　　計	92	85	80	90	103

(2) 特別会員

(単位：機関)

区　　分	9年4月 ～10年3月	10年4月 ～11年3月	11年4月 ～12年3月	12年4月 ～13年3月	13年4月 ～14年3月
都市銀行等	12	12	13	9	7
地方銀行	19	21	22	21	20
第二地銀協地銀	17	21	20	17	17
信用金庫等	13	15	14	10	13
生命保険会社	3	5	6	5	5
損害保険会社	6	7	7	6	5
その他	2	2	4	3	3
合　　計	72	83	86	71	70

(注)「都市銀行等」とは都市銀行、長期信用銀行、信託銀行及び政府系・系統金融機関、「信用金庫等」とは信用金庫及び信金中央金庫、「その他」とは短資会社、外国銀行及び証券金融会社である。

2　売買審査の実施状況

（単位：銘柄）

区　　分	９年４月 ～10年３月	10年４月 ～11年３月	11年４月 ～12年３月	12年４月 ～13年３月	13年４月 ～14年３月
	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄
	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄
価格形成に関するもの	1,554	1,332	3,480	2,608	2,627
	12	12	17	18	3
内部者取引に関するもの	1,217	1,920	1,828	1,886	2,132
	24	28	29	25	20
その他の観点	33	30	19	19	12
	31	30	19	19	12
合　　計	2,804	3,282	5,327	4,513	4,771
	67	70	65	62	35

（注）「調査銘柄」とは、一定の調査基準に該当し抽出した銘柄をいい、「審査銘柄」とは，調査銘柄のうち、さらに詳細な審査を要した銘柄をいう。

3―3 日本証券業協会機構図

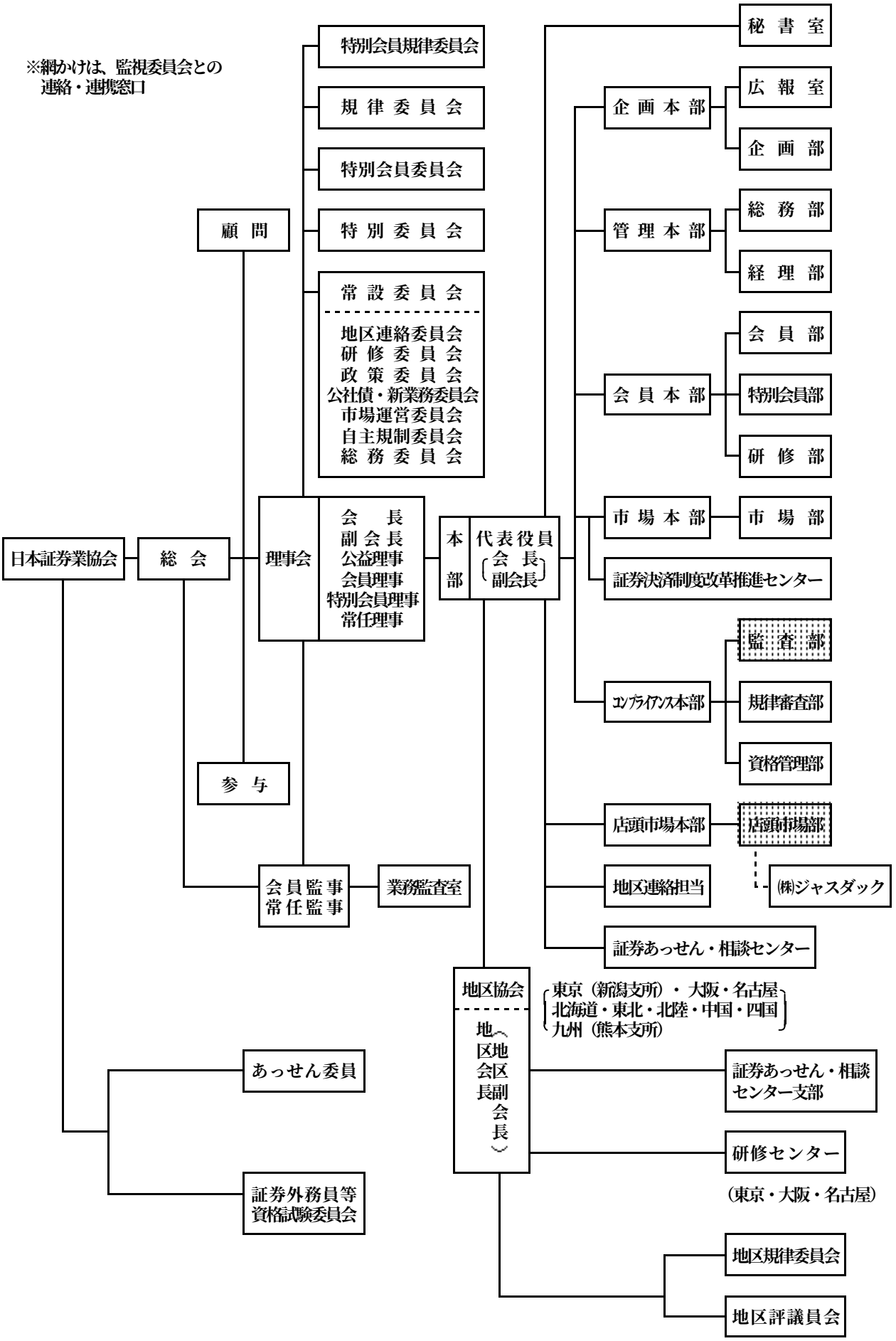

３－４　証券取引所の組織及び業務

(1) 組織

①　証券取引所（東京、大阪、名古屋、福岡及び札幌の５証券取引所）は、証取法に基づき、有価証券の売買等を公正・円滑に行うために必要な市場を開設することを目的として設立された株式会社あるいは会員制の法人である。

現在、東京、大阪、名古屋の３取引所が株式会社に組織を変更している。

②　運営機構は、株式会社の証券取引所にあっては、定款の改正等の決議を行う最高意思決定機関としての株主総会、重要事項を決議する取締役会、取締役会の諮問に応じる各委員会により構成されている

また、会員制の証券取引所にあっては、定款の改正等の決議を行う最高意思決定機関である会員総会、重要事項を決議する理事会、理事長の諮問に応じ又は理事長に対して意見を述べることができる委員会を中心に構成されている（３－６、３－７参照）。

(2) 業務

主な業務は、以下のとおりである。

①　自主規制ルールの制定、実施

②　会員等の法令、法令に基づく行政官庁の処分、定款・諸規則又は取引の信義則の遵守状況の調査

③　取引所有価証券市場の運営

④　上場有価証券等の売買等の監理及び決済の管理

⑤　上場有価証券等に係る約定値段の掲示及び相場表の公表

⑥　有価証券の上場審査及び上場有価証券の管理、企業内容の開示

⑦　有価証券市場に関する調査及び諸統計資料の作成

3－5　証券取引所の活動状況

1　検査（考査）の実施状況

（東京証券取引所）　　（単位：社）

区　分		9年4月～10年3月	10年4月～11年3月	11年4月～12年3月	12年4月～13年3月	13年4月～14年3月
総合取引参加者	国内証券会社	34	25	28	35	41
	外国証券会社	4	7	7	10	9
国債先物等取引参加者		5	0	0	－	－
合　計		43	32	35	45	50

（注）上記の計数は終了件数。

（大阪証券取引所）　　（単位：社）

区　分	9年4月～10年3月	10年4月～11年3月	11年4月～12年3月	12年4月～13年3月	13年4月～14年3月
国内証券会社	20	17	14	15	11
外国証券会社	－	－	－	－	－
特別参加者	－	－	－	－	－
合　計	20	17	14	15	11

（注）上記の計数は終了件数。

2　売買審査の実施状況

（東京証券取引所）　　（単位：銘柄、件数）

区　分	9年4月～10年3月	10年4月～11年3月	11年4月～12年3月	12年4月～13年3月	13年4月～14年3月
	調査銘柄	調査銘柄	調査件数	調査件数	調査件数
	審査銘柄	審査銘柄	審査件数	審査件数	審査件数
価格形成に関するもの	351	1,086	914	862	1,250
	100	765	126	116	86
内部者取引に関するもの	1,923	3,132	3,104	3,788	4,941
	190	233	286	299	246
その他の観点	56	36	92	29	40
	44	27	13	5	5
合　計	2,330	4,254	4,110	4,679	6,231
	334	1,025	425	420	337

（注）「11年4月～12年3月」期より、集計方法を銘柄数から件数に変更している。

（大阪証券取引所）　　（単位：銘柄）

区　分	9年4月～10年3月	10年4月～11年3月	11年4月～12年3月	12年4月～13年3月	13年4月～14年3月
	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄	調査銘柄
	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄	審査銘柄
価格形成に関するもの	164	141	1,092	1,119	874
	14	4	4	8	6
内部者取引に関するもの	218	1,471	1,560	1,342	1,213
	9	7	3	5	8
その他の観点	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
合　計	382	1,612	2,652	2,461	2,087
	23	11	7	13	14

（注）「調査銘柄」とは、一定の調査基準に該当し抽出した銘柄をいい、「審査銘柄」とは、調査銘柄のうち、さらに詳細な審査を要した銘柄をいう。

3−6 東京証券取引所機構図

※網かけは、監視委員会との連絡・連携窓口

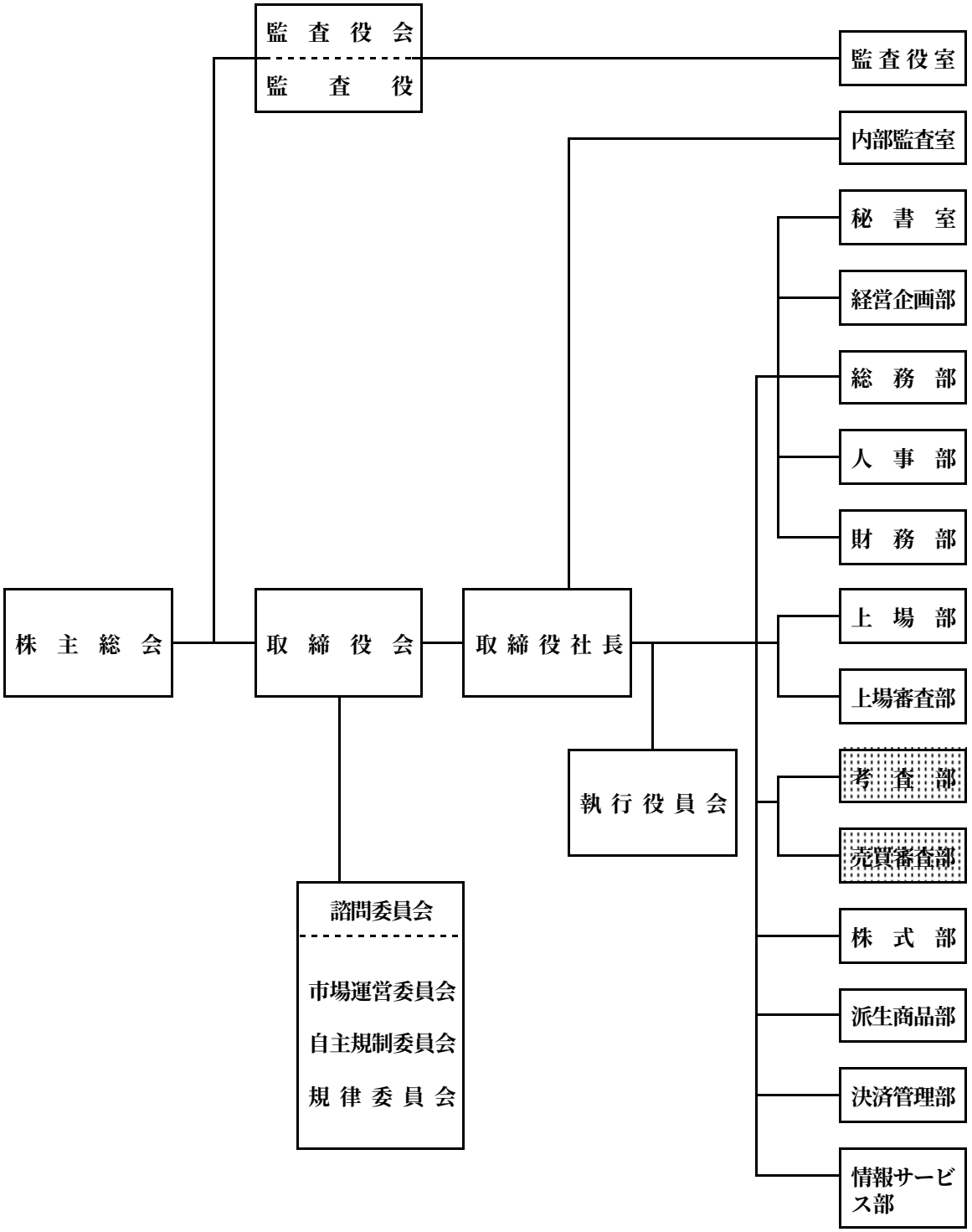

（子会社）
- ㈱東証システムサービス
- 日本証券決済㈱

3−7 大阪証券取引所機構図

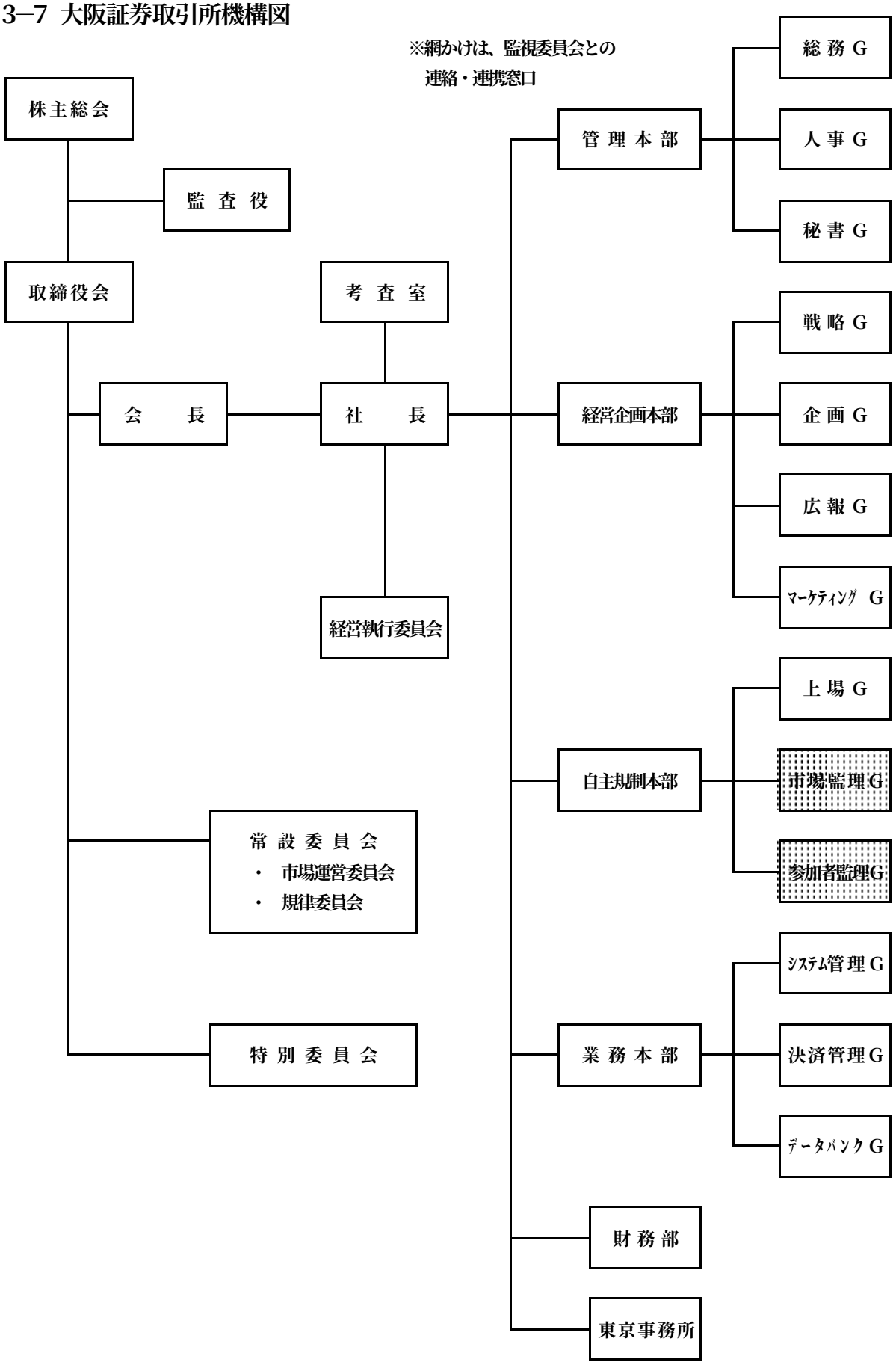

３－８　金融先物取引業協会の組織及び業務

(1) 組織

①　金融先物取引業協会は、金融先物取引業の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、委託者の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業者により、平成元年８月に設立された法人である。

（参考）自主規制機関の機能強化を図る観点から、公正確保法において金先法が改正され（平成４年７月20日施行）、会員の金先法令等の遵守状況の調査や会員の金先法令等の違反に対する処分の業務が規定されるなど、自主規制機関としての位置付けの明確化が図られた。

②　運営機構は、最高意思決定機関である会員総会、重要事項を決定する理事会を中心に構成される（３－10参照）。

(2) 業務

主な業務は、以下のとおりである。

①　法令等を遵守させるための指導、勧告

②　委託者の保護を図るための指導、勧告

③　会員の金先法、金先法に基づく命令等、定款その他の規則又は取引の信義則の遵守状況の調査

④　苦情の相談

３－９　金融先物取引業協会の活動状況

監査実施状況

（単位：社）

区　　分	9年4月 ～10年3月	10年4月 ～11年3月	11年4月 ～12年3月	12年4月 ～13年3月	13年4月 ～14年3月
銀　　行	１０	４	５	３	２
証 券 会 社	７	１１	９	７	１１
短資会社等	２	１	１	０	０
そ　の　他	１	３	２	５	１
合　　計	２０	１９	１７	１５	１４

（注）「短資会社等」とは、短資会社及び外国為替仲介業者であり、「その他」とは、系統金融機関、先物専門会社及び信用金庫である。

３－１０　金融先物取引業協会機構図

※網かけは、監視委員会との
連絡・連携窓口

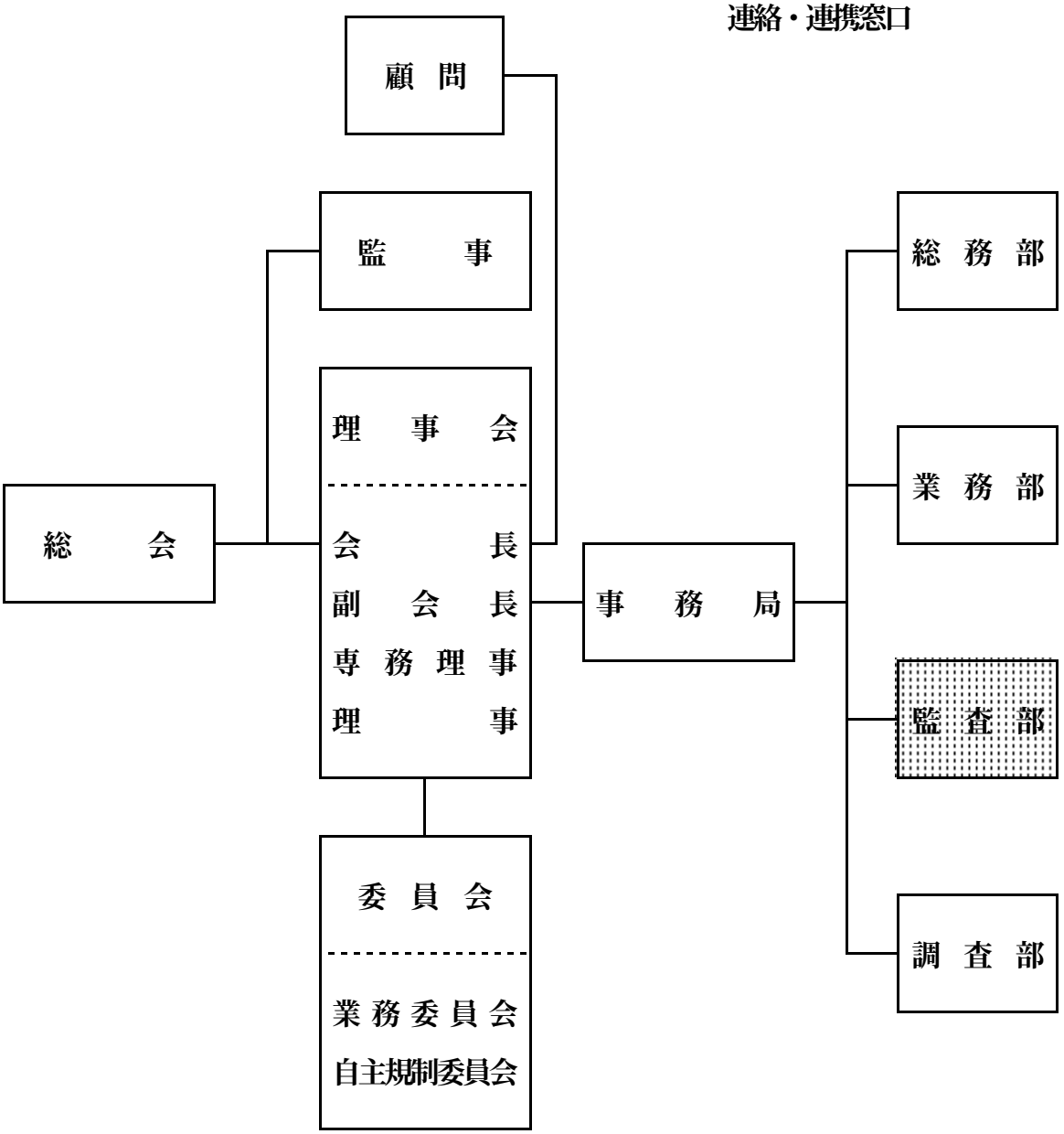

３－１１　東京金融先物取引所の組織及び業務

(1) 組織

①　東京金融先物取引所は、金融先物取引を行うために必要な市場を開設することを目的として、平成元年４月、金先法に基づき設立された会員組織の法人である。

（参考）自主規制機関の機能強化を図る観点から、公正確保法において金先法が改正され（平成４年７月20日施行）、会員に対する法令等の遵守状況の調査や法令等の違反に対する処分の業務が明確に規定されるなど、自主規制機関としての位置付けの明確化が図られた。

②　運営機構は、最高意思決定機関である会員総会、重要事項を決定する理事会、理事長の諮問機関としての常設委員会を中心に構成される（３－13参照）。

(2) 業務

主な業務は、以下のとおりである。

①　自主規制ルールの制定、実施

②　会員の金先法令、金先法令に基づく命令等、定款その他の規則又は取引の信義則の遵守状況の調査

③　市場における金融先物取引の成立

④　市場において成立した金融先物取引の清算

３－１２　東京金融先物取引所の活動状況

考査実施状況

（単位：社）

区　　分	9年4月 ～10年3月	10年4月 ～11年3月	11年4月 ～12年3月	12年4月 ～13年3月	13年4月 ～14年3月
銀　　行	8	１１	8	9	4
証 券 会 社	5	5	5	7	１０
短 資 会 社	1	1	2	0	0
そ　の　他	3	0	1	0	0
合　　計	１７	１７	１６	１６	１４

（注）「その他」とは、系統金融機関、先物専門会社及び信用金庫である。

3―13　東京金融先物取引所機構図　　※網掛けは、監視委員会との連絡・連携窓口

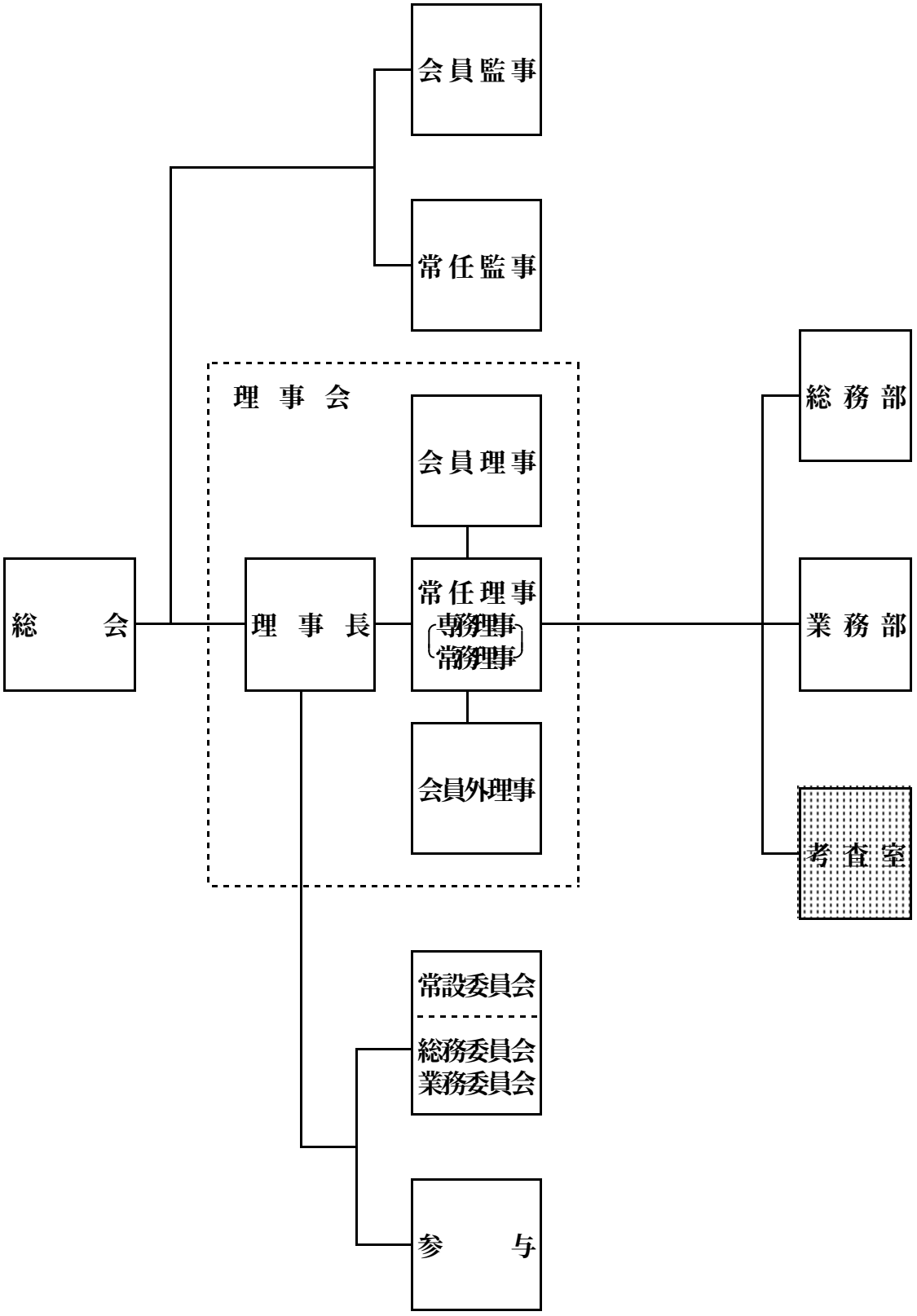

監視委員会この１０年

年月日	主な出来事等	犯則事件の告発	勧告・建議
4. 7.20	（平成４事務年度） （第一期） 監視委員会発足 委員長　水原　敏弘 委　員　成田　正路 委　員　三原　英孝		
4.12.22			・コスモ証券の勧告 特別の利益の提供を約して勧誘する行為ほか
5. 5.21		・日本ユニシス事件の告発 （相場操縦）	
5. 8.18	（平成５事務年度）		・コスモ証券の勧告 特別の利益の提供を約して勧誘する行為
5. 9. 3			・協生証券、山一証券、ユニバーサル証券の勧告 作為的相場が形成されることを知りながら一連の有価証券の売買等を受託する行為
5.12.21			・東洋証券の勧告 作為的相場が形成されることを知りながら一連の有価証券の売買等を受託する行為ほか
6. 3.31			・勧角証券の勧告 特別の利益の提供を約して勧誘する行為ほか
6. 5.17		・アイペック事件の告発 (有価証券報告書虚偽記載)	
6. 6.14			・店頭登録審査に関する建議
6.10.14	（平成６事務年度）	・日本商事事件の告発 （内部者取引）	
7. 2.10		・新日本国土工業事件の告発 （内部者取引）	
7. 6.23		・テーエスデー事件の告発 （風説の流布）	
7. 7.20	（平成７事務年度） （第二期） 監視委員会新体制発足 委員長　水原　敏弘 委　員　成田　正路 委　員　佐藤ギン子		
7.10.27			・メリルリンチ証券の勧告 安定操作期間内の自己の計算による買付け

年月日	主な出来事等	犯則事件の告発	勧告・建議
7.12.22		・千代田証券事件の告発 （損失補てん）	
8．3．1			・千代田証券の勧告 〔損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為〕
8．6.21			・太平洋証券の勧告 （向い呑み及び呑み行為）
	（平成８事務年度）		
8．8．2		・日本織物加工事件の告発 （内部者取引）	
9．1.17		・ギャンぶる大帝事件の告発 （風説の流布）	
9．4．8		・鈴丹事件の告発 （内部者取引）	
9．4.25		・シントム事件の告発 （内部者取引）	
9．5.13		・野村証券事件の告発 （損失補てん）	
	（平成９事務年度）		
9．7．4			・内藤証券の勧告 〔損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為ほか〕
9．7．4			・アーク証券の勧告 （向い呑み及び呑行為ほか）
9．7.15			・野村証券の勧告 〔損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為ほか〕
9．9.17		・山一証券事件の告発① （損失補てん）	
9.10.21		・日興証券事件の告発① （損失補てん）	
9.10.23		・山一証券事件の告発② （損失補てん）	
9.10.28		・大和証券事件の告発 （損失補てん）	
9.12.10			・日興証券の勧告 〔損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為ほか〕 ・大和証券の勧告 〔損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為ほか〕
9.12.24			・証券会社の内部管理体制に関する建議
10．1.20			・金山証券の勧告 （向い呑み及び呑行為ほか）
10．3．9		・日興証券事件の告発② （損失補てん）	

年月日	主な出来事等	犯則事件の告発	勧告・建議
10．3.20			・日興証券の勧告 （損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為ほか）
10．3.20		・山一証券事件の告発③ （有価証券報告書虚偽記載）	
10．4．2			・山一証券の勧告 （重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出する行為、損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為ほか）
10．4.17			・一吉証券の勧告 （向い呑み及び呑行為ほか）
10．5.22			・住友ｷｬﾋﾟﾀﾙ証券の勧告 （親銀行の使用人と同一の顧客を訪問する行為
10．5.26			・ＩＮＧﾍﾞｱﾘﾝｸﾞ証券の勧告 （有価証券を有しないでその売付けをする行為
10．5.26			・ＨＳＢＣ証券の勧告 （向い呑み及び呑行為ほか）
10．5.29		・トーソク事件の告発 （内部者取引）	
10．6．2			・大熊本証券の勧告 （向い呑み及び呑行為）
10．6.22	・金融監督庁発足		
	（平成10事務年度）		
10．7．6		・大都工業事件の告発 （内部者取引）	
	（第三期）		
10．7.20	監視委員会新体制発足 （委員長　佐藤ギン子 委　員　高橋　武生 委　員　川岸　近衛）		
10．8.27			・南都銀行の勧告 （取引一任勘定取引の契約を締結する行為
10．9.25			・三田証券の勧告 （作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買等をする行為）
10.10．7	「監視体制の徹底について」を公表		
10.10.12			・ｲﾝｽﾃｨﾈｯﾄ証券の勧告 （取引報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした取引報告書を交付する行為）
10.10.30		・日本ｴﾑ・ｱｲ・ｼｰ事件の告発 （内部者取引）	

年月日	主な出来事等	犯則事件の告発	勧告・建議
10.11.13			・ドレスナー証券の勧告 （虚偽の記載をした取引報告書を交付する行為）
10.12. 9			・丸金証券の勧告 （作為的相場が形成されることを知りながら一連の有価証券の売買等を受託する行為ほか）
10.12.15	・金融再生委員会発足		
10.12.17		・ﾄｰｱ･ｽﾁｰﾙ事件の告発① （内部者取引）	
10.12.21			・東海丸万証券の勧告 （作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買等をする行為ほか）
10.12.21			・十字屋証券の勧告 （有価証券を有しないでその売付けをする行為ほか）
11. 2.10		・ﾄｰｱ･ｽﾁｰﾙ事件の告発② （内部者取引）	
11. 3. 3			・中央証券の勧告 （有価証券を有しないでその売付けをする行為）
11. 3. 4		・昭和化学工業事件の告発 （相場操縦）	
11. 3.19			・都証券、新和証券の勧告 （作為的相場が形成されることを知りながら一連の有価証券の売買等を受託する行為ほか）
11. 4. 7			・日の出証券の勧告 （損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為ほか）
11. 5.19			・神栄石野証券の勧告 （向い呑み及び呑行為ほか）
11. 6. 2			・公共証券の勧告 （有価証券を有しないでその売付けをする行為）
11. 6.30		・日本長期信用銀行事件の告発 (有価証券報告書虚偽記載)	
	（平成11事務年度）		
11. 7.19			・野村証券の勧告 （作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買等をする行為ほか）
11. 7.23			・エース証券の勧告 （作為的相場が形成されることを知りながら一連の有価証券の売買等を受託する行為）

年月日	主な出来事等	犯則事件の告発	勧告・建議
11. 7.23			・アーク証券の勧告 （有価証券を有しないでその売付けをする行為ほか）
			・豊証券の勧告 （有価証券を有しないでその売付けをする行為ほか）
11. 7.30			・山丸証券の勧告 （作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買等をする行為ほか）
			・センチュリー証券の勧告 （取引一任勘定取引の契約を締結する行為ほか）
11. 8.13		・日本債券信用銀行事件の告発 (有価証券報告書虚偽記載)	
11.10. 8			・播陽証券の勧告 （向い呑み及び呑行為）
11.10.22			・クレスベール証券の勧告 （特別の利益の提供を約して勧誘する行為ほか）
11.11.12			・ｴｰﾋﾞｰｴﾇ･ｱﾑﾛ証券の勧告 （通常の取引の条件と著しく異なる条件での親法人との取引）
11.11.12			・コスモ証券の勧告 （法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な有価証券の売買に関する管理の状況）
11.12. 3		・ヒューネット事件の告発 （相場操縦）	・エヌシーエス証券の勧告 （作為的相場が形成されることを知りながら一連の有価証券の売買等を受託する行為ほか）
11.12.21			・金融機関の財務諸表の記載に関する建議
11.12.27		・ヤクルト本社事件の告発 (有価証券報告書虚偽記載)	
12. 1.31		・テスコン事件の告発 (有価証券報告書虚偽記載)	
12. 3.15			・南証券の勧告 （有価証券の募集のため偽計を用いる行為）
12. 3.17			・和光証券福井支店の勧告 （報告聴取に対する虚偽報告）
12. 3.21		・クレスベール事件の告発① （偽計）	
12. 3.22		・クレスベール事件の告発② （偽計）	
12. 3.24			・証券会社の営業姿勢に関する建議
12. 4.21			・ｸﾚﾃﾞｨ･ﾘﾖﾈ証券の勧告 （利益に追加するため財産上の利益を提供する行為ほか）

年月日	主な出来事等	犯則事件の告発	勧告・建議
12．5.15			・ドイチェ証券の勧告 〔特別の利益の提供を約して勧誘する行為ほか〕
12．5.26		・ピコイ事件の告発 （内部者取引）	・ﾋﾞｰ･ｴﾇ･ﾋﾟｰ･ﾊﾟﾘﾊﾞ証券の勧告 〔特別の利益の提供を約して勧誘する行為ほか〕 ・大万証券の勧告 〔損失を補てんするため財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させる行為〕
12．6.21			・ｶﾞｰﾊﾞﾝｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙ 証券の勧告 （向い呑み） ・金吉証券の勧告 〔政令で定めるところに違反した空売りほか〕 ・二浪証券の勧告 〔損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為ほか〕
	（平成12事務年度）		
12．7．1	・金融庁発足		
12．8．1			・東洋証券の勧告 （一定の配当の表示） ・大中証券の勧告 （向い呑み及び呑行為ほか）
12．9.12			・ｳｪｽﾄｴﾙﾋﾞｰ証券の勧告 〔特別の利益の提供を約して勧誘する行為ほか〕
12.10．6			・ｴｲﾁ･ｱｲ･ｴｽ 証券の勧告 （取引報告書の不交付ほか）
12.11.28		・プレナス事件の告発 （内部者取引）	
12.12．4		・東天紅事件の告発① 〔風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出〕	
12.12．4		・東天紅事件の告発② (大量保有報告書の不提出)	
13．1．6	・金融庁発足 〔中央省庁改革に伴う組織改編〕		
13．1.26			・ﾗﾎﾞ･ｾｷｭﾘﾃｨｰｽﾞ 証券の勧告 〔有価証券その他の取引に関する虚偽表示ほか〕
13．1.30			・エヌシーエス証券の勧告 〔有価証券その他の取引に関し、虚偽の表示をし又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為ほか〕
13．3．6			・ｼｰ･ｱｲ･ﾋﾞｰ･ｼｰ証券の勧告 〔特別の利益の提供を約して勧誘する行為〕

年月日	主な出来事等	犯則事件の告発	勧告・建議
13．3.12		・武藤工業事件の告発 （内部者取引）	
13．3.13			・室清証券の勧告 （作為的相場が形成されることを知りながら一連の有価証券の売買等を受託する行為）
13．4.27		・アイカ工業事件の告発 （相場操縦）	・日興証券の勧告 （有価証券の売買その他の取引に関し虚偽の表示をする行為ほか）
13．5.18			・みずほ証券の勧告 （委託注文に優先する自己の計算による有価証券の売買をする行為ほか）
13．5.21			・東京三菱証券の勧告 （作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買をする行為ほか） ・日本ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ 証券の勧告 （有価証券その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為ほか）
13．6．8			・アーク証券の勧告 （取引一任勘定取引の契約を締結する行為）
13．6.12			・国際証券大阪支店の勧告 （取引一任勘定取引の契約を締結する行為ほか） ・国際証券大分支店の勧告 （有価証券の売買その他の取引に関し虚偽の表示をする行為）
13．6.19			・ｿｼｴﾃ･ｼﾞｪﾈﾗﾙ証券の勧告 （特別の利益の提供を約して勧誘する行為）
13．6.22			・三田証券の勧告 （法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な有価証券の売買に関する管理の状況）
13．6.29			・新光証券の勧告 （有価証券その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為）
13．7.20	（平成13事務年度） （第四期） 監視委員会新体制発足 （委員長　高橋　武生 委　員　川岸　近衛 委　員　野田　晃子）		

年月日	主な出来事等	犯則事件の告発	勧告・建議
13. 8. 3			・豊証券の勧告 （特別の利益の提供を約して勧誘する行為）
13.11. 9			・つばさ証券の勧告 （有価証券その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為）
13.12.19			・ｺﾞｰﾙﾄﾞﾏﾝ・ｻｯｸｽ 証券の勧告 （政令で定めるところに違反した空売り）
13.12.20		・ﾌｯﾄﾜｰｸｴｸｽﾌﾟﾚｽ事件の告発① （有価証券報告書虚偽記載）	
14. 1.30			・ﾓﾙｶﾞﾝ・ｽﾀﾝﾚｰ証券の勧告 （作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買等をする行為ほか）
14. 3.20		・志村化工事件の告発 （相場操縦）	
14. 3.26		・ﾃｨｰｱﾝﾄﾞｲｰｿﾌﾄ事件の告発 （内部者取引）	
14. 4. 2			・センチュリー証券の勧告 （取引一任勘定取引の契約を締結する行為ほか）
14. 4.23			・さくらﾌﾚﾝﾄﾞ証券の勧告 （法人関係情報に係る不公正取引の防止上不十分な管理の状況）
14. 6. 7		・ﾌｯﾄﾜｰｸｴｸｽﾌﾟﾚｽ事件の告発② （有価証券報告書虚偽記載）	・ドレスナー証券の勧告 （政令で定めるところに違反した空売り）
14. 6.11			・コスモ証券の勧告 （有価証券その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為）
14. 6.13			・ｲｰ･ﾄﾚｰﾄﾞ証券の勧告 （作為的相場が形成されることを知りながら一連の有価証券の売買等を受託する行為）
14. 6.28		・三笠ｺｶ・ｺｰﾗﾎﾞﾄﾘﾝｸﾞ事件の告発 （内部者取引） ・三陽パックス事件の告発 （内部者取引） ・ナナボシ事件の告発 （有価証券報告書虚偽記載）	・水戸証券の勧告 （取引一任勘定取引の契約を締結する行為）

（注）告発及び建議については全ての事案を掲載しており、勧告については会社勧告を実施したものについて掲載している。

委員長談話

―新体制の活動方針―

証券取引等監視委員会

平成 13 年 7 月 23 日

"for investors, with investors"

目　次

１．　監視委員会の使命
２．　証券市場の現状分析
　①　市場仲介者に対する不信
　②　市場参加者に対する不信
　③　監視当局への不信
３．　新体制の目標
４．　戦略目標
　①　戦略目標その１：悪質な証券会社等の徹底摘発
　②　戦略目標その２：市場の公正性を損ねる証券犯罪の一掃
　③　戦略目標その３：監視委員会のプレゼンスの向上
５．　態勢整備方針
　①　人員の増強
　②　情報収集・分析能力の向上
　③　関係当局との連携
　④　外国当局との連携
　⑤　個人投資家との連携
６．　おわりに

新体制の活動方針

１．監視委員会の使命

証券取引等監視委員会は、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資家の信頼を保持することをその使命としています。そして、私は、市場に対する投資家の信頼を保持することが、証券市場の発展、ひいては国民経済の発展につながるものと考えています。すなわち、国民経済の適切な発展のためには、資金調達・資金運用の場である証券市場が適切に機能することが必要ですが、証券市場が適切に機能し発展するためには、多数の投資家が安心して証券市場に参加できることが必要です。そして、投資家が安心して証券市場に参加できるためには、その大前提として個々の取引の公正が十分に確保されていることが必要なのです。

特に、昨今、我が国経済の再生・発展のためには、銀行システムを中心とした間接金融に加えて証券市場を中心とした直接金融の発展が必要であり、とりわけ、個人投資家が証券市場に積極的に参加することが必要であるとの議論が盛んに行われています。先般の緊急経済対策においても、個人投資家を証券市場に呼び込むための様々な促進策が示されています。しかし、税制などの促進策とともに重要なことは、やはり、投資家の証券市場に対する揺るぎない信頼感を育成することではないかと思います。なぜなら、証券市場の自由化や国際化がどんなに進んでも、そこでの取引が公正に行われているとの確信がなければ、誰もそのような市場に積極的に参加しようとは思わないからです。

したがって、今、監視委員会が果たすべき責任はこれまでにも増して重大なものになっていると考えています。私は、このような時期に委員長に就任した意義と重要性を再認識し、当委員会に課せられた使命の遂行に全力を挙げて取り組みます。

２．証券市場の現状分析

では、我が国証券市場に対する投資家の信頼感は保持されているのでしょうか。残念ながら、私は自信をもって肯定することはできません。なぜなら、我が国証券市場には、大きく分けて、次の「三つの不信」が存在していると考えるからです。

① 市場仲介者に対する不信

まず、個人投資家には、証券会社やその役員・職員に対する根強い不信があるように思われます。例えば、証券会社は、専ら手数料を稼ぐためだけに不必要な短期売買を薦めているのではないかとの不信感や、デリバティブを組み込むなどした複雑な商品を売り付けて個人投資家に損をさせているのではないかとの不信感、あるいは、一部の特定顧客だけを、新規公開株を割り当てるなどして儲けさせているのではないかとの不信感があるように思われます。

証券会社は投資家と市場をつなぐ市場仲介者として、証券市場において極めて重要な役割を担っています。この市場仲介者に対する信頼感がなければ、個人投資家が積極的に証券市場に参加することはないでしょう。しかしながら、残念なことに、証券会社やその役員・職員による法令違反行為は跡を絶たず、もう何十年にもわたって同じような違反行為が繰り返されているのが現状ではないかと思われます。

② 市場参加者に対する不信

次に、個人投資家には、一部の市場参加者に対する不信感もあると思われます。つまり、我が国の証券市場は、いわゆる仕手筋といわれる勢力や、海外ファンドに代表される外国勢力など、マーケットのプロに操られていて、素人の自分が投資をしても、そういった勢力にうまく利用されて損をするだけではないかとの不信感があると思われます。さらに、企業の役員など一般の人が知らない情報を持っている者だけが、不当に利益を得ているのではないかとの不信感もあるように思われます。

証券市場は、不特定多数の市場参加者によって成り立っていますが、一部の市場参加者が、他の多くの市場参加者を欺くようなかたちで不当に利益をあげることが許されるような市場には、個人投資家が安心して参加することはないでしょう。

③ 監視当局への不信

「三つの不信」の最後の不信として、我々監視当局への不信があると思われます。冒頭に述べたように、監視委員会は取引の公正の確保を図り、投資家の市場に対する信頼を保持することを使命として平成４年に設立されました。設立以来これまで合計 36 件の刑事告発や、188 件の勧告を行うなど、与えられた使命の遂行に努めてきました。その一方で、人数やノウハウ不足のために、不正を見逃しているのではないかとの不信感や、社会的問題になっている事案に迅速に対応できていないのではないかとの不信感があることも事実だと思います。

監視当局に求められるのは、市場において不正が行われれば確実に摘発

し、それによって、不正を行えば摘発されると思わせる存在感を示すことだと考えていますが、監視委員会の人員は現在約 250 名で、体制・存在感ともまだまだ十分なものとは言えません。我々の組織の名前すらあまり知られていない現状では、監視委員会に対する信頼を得ることは困難ですし、個人投資家が安心して証券市場に参加することはできないでしょう。

私は、我が国証券市場を取り巻くこのような現状を真摯に受け止め、また、これらを冷静に分析し、以下に述べる方針に従ってこれからの活動を展開していきたいと考えています。

３． 新体制の目標

まず、私は、個人投資家の保護に全力を挙げることを新体制の大きな目標とします。個人投資家保護を目標にするのは、単に、緊急経済対策などで個人投資家の証券市場への参加が重要と言われているからだけではありません。先に述べた現状分析を踏まえれば、証券会社やプロの投資家などに比べて相対的に情報や資力の面で弱い立場に立たされている個人投資家の保護に万全を期すことこそが、市場に対する投資家の信頼保持という我々の使命を最も効果的に果たすことにつながると考えるからです。

さらに、個人投資家という保護すべき客体を明確にすることにより、委員会職員が、自分たちは一体誰のために活動すべきなのかを自覚し、個人投資家のニーズに敏感に対応することに役立つと考えるからです。

なお、ここで私が言う「個人投資家」は、言うまでもなく、一般の善良な個人投資家、又は、これから市場に参加しようと考えている善良な潜在的個人投資家を意味しています。いくら個人投資家であっても、不正な行為で他の個人投資家に害を及ぼす者たちは我々の保護の対象ではなく、むしろ摘発の対象です。我々は、あくまで善良な個人投資家の保護に万全を期すことで、いわば、正直者が馬鹿を見ない市場の実現を目指す方針です。

４． 戦略目標

私は、個人投資家保護という大きな目標を達成するため、次のより具体的な三つの目標を設定しました。これらは、証券市場の現状の問題点を踏まえて設定した、いわば個人投資家保護のための戦略目標です。

① 戦略目標その１：悪質な証券会社などの徹底摘発

まず、検査などを通じて、個人投資家の利益を犠牲にして自らの利益をあげるような証券会社やその役員・職員など、悪質な市場仲介者の徹底摘発を図ります。そもそも、証券会社やその役員・職員には、顧客である投資家に対して誠実かつ公正に業務を行わなければならない義務が法令上課されており、また、投資家の利益を害する様々な行為が禁止されています。証券会社の免許制が登録制に移行してから、証券ビジネスへの参入が容易になりましたが、証券会社の中には、こうした法令上の義務などを遵守しようという意識が著しく低いところや、十分な内部管理体制をとっていないところがあります。したがって、そうした証券会社については、検査などで厳しく問題点を指摘し、必要な処分を金融庁などに求めていきます。その結果として、市場からの退出を余儀なくされる証券会社が出てくることもやむを得ないと考えています。

② 戦略目標その２：市場の公正性を損ねる証券犯罪の一掃

次に、相場操縦やインサイダー取引など、多数の個人投資家を欺き、証券市場の公正性を損ねるような証券犯罪については、その一掃を目指して犯則事件の調査などに取り組んでいきます。特に、相場操縦については、価格形成という市場のもつ最も重要な機能そのものを破壊する悪質な行為であり、厳正に対処していきます。いわゆる仕手筋による大規模な相場操縦案件についても、人員の重点配置などを行うことにより、積極的に摘発していく方針です。

③ 戦略目標その３：監視委員会のプレゼンスの向上

また、監視委員会のプレゼンスを向上させるとの観点から、単に、不正行為の摘発実績をあげるだけでなく、個人投資家のニーズや社会的関心に的確に応えるタイムリーな摘発を、迅速に行うよう努めていきます。さらに、監視委員会の存在自体が、不公正取引の効果的な抑止力となるよう、監視委員会の認知度の向上と、その活動の広報に特に注意を払っていきたいとも考えています。

５．態勢整備方針

こうした戦略目標を達成するためには、監視委員会の取組態勢を強化する必要があります。私は次のような方針にしたがって、総合的な態勢整備を図っていきたいと考えています。

① 人員の増強

現在、監視委員会には、財務局などの地方の監視部門も含め約 250 名の人員がいます。しかし、先に述べた戦略目標を達成し、個人投資家の保護に万全を期すためには、さらに人員を増強することが必要だと考えています。特に、最近では、EB（他社株券償還特約付社債券）をはじめとする新商品の出現やインターネットの急速な普及など、個人投資家保護の観点から重大な関心を払うべき状況が生じています。こうした新たな状況に対応するためにも、引き続き、関係部局の理解を求めつつ、必要な人員の確保に努めていく必要があります。

② 情報収集・分析能力の向上

効果的かつ効率的な検査・調査などを実施するためには、職員数の多寡にかかわらず、個々の職員の能力を最大限高めることが必要です。特に、市場における様々な動きに迅速かつ的確に対応するためには、まず、情報収集能力の向上を図ることが不可欠であり、さらに、収集した情報を分析する能力の向上を図ることも必要です。そして、こうした監視委員会の情報収集・分析能力の向上は、既存の職員に対しては研修などを通じて対応する必要があると考えていますが、こうした努力に加え、デリバティブ・ディーラーのような民間実務経験者の採用をさらに拡充するなど、外部の英知を積極的に活用することによっても対応していきたいと考えています。また、虚偽記載の疑いがある有価証券報告書を自動的に抽出するシステムの開発など、業務の効率化についても積極的に推進していきます。

さらに、人員の増強が実現した場合には、十分な経験を持たない職員が増えることも予想されることから、経験豊かな職員のノウハウなどを、組織全体として効率的に共有・活用できるような仕組みも整備していきたいと考えています。

③ 関係当局との連携

米国の証券取引委員会（SEC）のような証券規制に関する権限を一元的に有する機関を、我が国にも造るべきだとの議論が行われています。より望ましい組織のあり方について議論されることは常に必要なことではありますが、私は、証券規制に関する権限が複数の機関に分かれている現状の下では、監視委員会が、どうすればこれらの機関とともに最も効果的に機能し、その使命を果たすことができるかを考えるのが当面の課題ではないかと思っています。重要なことは、個人投資家保護のための万全の態勢を構築することであり、そのためには、関係機関がこれまで以上に十分な連携をとることが必要だと考えています。そして、監視委員会としても、こ

うした連携のイニシアチブを積極的にとっていくことが必要だと考えています。例えば、金融庁検査局と同時検査を実施することをはじめとして、必要な法改正を金融庁に提言するなど、望ましい制度の実現にも積極的に関与していく方針です。

④　外国当局との連携

　また、国内の関係当局だけでなく、外国の規制当局とも緊密な連携をとっていく方針です。金融取引のグローバル化やインターネットの発展を背景に、一国だけでは対応しきれない問題が数多く生じてきています。例えば、外国にあるサーバーを経由させるなどして、風説の流布の疑いのある情報をインターネットに流す事案や、海外にある証券会社や投資ファンドを経由させて、相場操縦の疑いのある取引を行う事案がありますが、このような形の不正行為についても、外国当局と十分な連携をとることによって漏らさず把握していく方針です。

⑤　個人投資家との連携

　私は、最も効果的な投資家保護策は、自衛できる個人投資家の育成ではないかと考えています。我々の活動はあくまで事後的な監視活動であり、仮に、違法行為に巻き込まれて個人投資家が被害を被っても、その個別の被害を救済することはできません。また、我々が全ての違反行為を摘発することも現実には不可能です。したがって、不公正取引に巻き込まれないためには、各々の個人投資家が、株式投資や証券市場の特性などについて十分に学習、理解し、自己防衛を図ることが必要だと考えています。

　このような考えに立ち、我々は、個人投資家の自衛努力の支援にも力を入れていきたいと考えています。例えば、ホームページなどを通じて、個人投資家の皆さんに調査などの端緒となる情報の積極的な提供を呼びかけたり、また、過去の法令違反事例などを踏まえた投資の際の留意事項など個人投資家の皆さんの役に立つ情報の積極的な提供も行っていきたいと考えています。さらに、証券業協会や証券取引所などの自主規制機関に対しては、積極的な投資家教育への取組を働きかけていきたいと考えています。

６．おわりに

　私は、以上のような活動方針にしたがって、目標として掲げた個人投資家の保護に全力をあげていきたいと考えています。

　なお、新体制の発足にあわせて、監視委員会ホームページを刷新しました。我々は、ホームページを個人投資家支援のための戦略的ツールと位置づけ、先

ほど述べたように、個人投資家の積極的な情報提供を促すよう配慮するとともに、個人投資家の役に立つ情報の提供にも配慮していきたいと考えています。さらなる充実を図っていきたいと考えていますので、皆さんに幅広く利用されることを期待しています。

　また、今回、監視委員会のロゴマークも刷新しました。金色と銀色の二つの楕円が重なり合うデザインになっており、また、”for investors, with investors”というキャッチフレーズも入っています。二つの楕円の重なりは、監視委員会が監視している証券市場と金融先物市場を表現するとともに、監視委員会と関係当局との連携、海外当局との連携、さらに、投資家の皆さんとの連携を表しています。そして、このキャッチフレーズには、投資家のためにある、そして、投資家とともにある監視委員会の実現を目指していこうとする我々の強い気持ちが込められています。

平成 13 年 7 月 23 日

証券取引等監視委員会委員長
高橋武生

委員長談話（平成13年7月23日）のポイント

<監視委員会の使命>

監視委員会の使命は、
- 取引の公正の確保を図り
- 市場に対する投資者の信頼を保持する

ことである。

↓

直接金融市場の発展が求められている現在、監視委員会の果たすべき役割は、これまでにも増して重要なものになっていると認識

〈証券市場に対する信頼は保持されているか？〉
現状分析→3つの不信

･市場仲介者に対する不信

個人投資家は、証券会社やその役員･職員に対して、手数料稼ぎに利用されたり、複雑な商品を売り付けられて損をさせられるのではないかとの不信感や、一部の特定顧客だけ儲けさせているのではないかとの不信感を有している。

･市場参加者に対する不信

個人投資家は、我が国証券市場が、いわゆる仕手筋や外国勢力など市場のプロに操られていて、自分が投資をしても損をするだけではないかとの不信感や、企業等の内部情報を知っている者だけが不当に利益を得ているのではないかとの不信感を有している。

･監視当局への不信

監視当局の体制・ノウハウが不十分であり、不公正な取引が見逃されているのではないかとの不信感や、社会的問題になっている事案に対し、迅速に対応していないのではないかとの不信感があることも事実。

⇩

『個人投資家』の信頼が低いのが現状

<目標>

こうした現状を踏まえ、

個人投資家の証券市場に対する不信感の解消

を図るため、

個人投資家の保護に全力を尽くす

ことを最大の目標とする。

<戦略目標>

この目標を達成するための戦略目標は以下のとおり。

・悪質な証券会社などの徹底摘発

個人投資家の利益を犠牲にして自らの利益をあげるような証券会社やその役員・職員など、悪質な市場仲介者の徹底摘発を図る。

・市場の公正性を損ねる証券犯罪の一掃

相場操縦やインサイダー取引など、多数の個人投資家を欺き、証券市場の公正性を損ねる証券犯罪の一掃を図る。いわゆる仕手筋による大規模な相場操縦についても積極的に摘発する。

・監視委員会のプレゼンスの向上

また、単に摘発実績をあげるだけでなく、個人投資家のニーズや社会的関心に的確に応えるタイムリーな摘発を、迅速に行うよう努める。さらに、監視委員会の存在自体が、不公正取引の効果的な抑止力となるよう、監視委員会のプレゼンスの向上を図る。

<態勢整備方針>

戦略目標達成のため、以下の態勢整備を図る。

・人員の増強

戦略目標達成のためには、まず第一に人員の増強が必要であり、関係当局の理解を求めつつ、必要な人員の確保に努める。

情報収集・分析能力の向上

市場における様々な動きを迅速かつ的確に把握するため、情報収集・分析能力の向上を図る。

そのため、研修などにより内部職員の能力向上に努めるとともに、民間実務経験者を採用するなど外部の英知も積極的に活用する。電算システムの開発により業務の効率化も推進する。

・関係当局との連携

これまで以上に、金融庁や財務局などと緊密に連携し、効果的な職責の遂行に努める。また、必要と思われる法改正につき金融庁に対し積極的に提言するなど、望ましい制度の実現にも積極的に関与していく。

・外国当局との連携

金融取引のグローバル化やインターネットの発展のなか、一国だけでは対応できない問題も多い。例えば、インターネットを利用して風説の流布の疑いのある情報を流したり、外国の投資ファンドなどを経由させて相場操縦の疑いのある取引を行う例があるが、こうした取引についても、外国当局と緊密に連携をとることで漏らさず把握していく。

・個人投資家との連携

委員会ホームページの改善などを通じ、投資家からの積極的な情報提供を呼びかけるとともに、投資家の自衛努力をサポートする態勢を整備する。